

山北町
第 8 期高齢者福祉計画
介護保険事業計画
(令和 3 年度～令和 5 年度)

令和 3 年 3 月
山 北 町

はじめに

平成 12 年度にスタートした介護保険制度は、制度創設から 20 年余りが経過し、高齢化の進むわが国で、なくてはならないものとして定着しています。

全国の 65 歳以上の高齢者は令和元年 10 月時点で 3,588 万人を超え、高齢化率は 28.4% となっております。また、本町の高齢化率は平成 12 年度に 21.5% と既に高い水準でしたが、その後も人口減少が進む一方で高齢者数は増加し、令和 2 年には 40% を超え全国的にも早いペースで高齢化が進行しています。

2025 年（令和 7 年）にはいわゆる団塊の世代が 75 歳を超え、2040 年（令和 22 年）には団塊ジュニア世代が 65 歳以上となることから、今後、介護が必要な方や認知症の方が増加するとともに高齢者を取り巻く環境は、ますます多様化・複雑化することが予想されています。

本町ではこれまで、高齢者ができるだけ介護が必要な状態にならず、健康でいきいきと暮らせるよう、また、いつまでも住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、介護・医療・住まいなどが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向けたさまざまな取り組みを行ってまいりました。このたび、「山北町第 7 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の計画期間が終了することから、令和 3 年度から令和 5 年度の 3 か年を計画期間とする「第 8 期山北町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定いたしました。

今後は、「地域包括ケアシステム」のさらなる深化と拡充を図り、第 7 期計画から引き継がれた基本理念「安心のライフスタイル ～地域で暮らし続けたい～」の実現に向け、町民のみなさまと共に取り組んでまいります。

なお、本計画の策定にあたり貴重なご意見・ご協力をいただきました策定委員をはじめ、町民のみなさまや関係者の方々に厚くお礼申し上げます。

令和 3 年 3 月

山北町長 湯 川 裕 司

目 次

第 1 章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	計画の期間	3
4	計画の策定体制	4
5	日常生活圏域の設定	5
6	介護保険制度の主な改正内容	6
第 2 章	本町の現状	8
1	高齢者の現状	8
2	アンケート調査結果からみえる現状	14
3	第 7 期計画の評価と課題	18
第 3 章	計画の基本的な考え方	22
1	基本理念	22
2	基本目標	23
3	施策の体系図	25
第 4 章	施策の展開	26
1	介護保険サービスの充実	26
2	総合事業による介護予防の推進	35
3	健康で生きがいのある生活の支援	41
4	包括的支援体制づくりの推進	46
第 5 章	計画の推進のために	63
1	計画の推進体制	63
2	計画の進行管理と点検	63
3	事業の評価	63
第 6 章	介護保険事業費	64
1	介護保険事業費の財源構成	64
2	介護サービス給付費の推計	65
3	介護予防サービス給付費の推計	66
4	標準給付費の推計	67

5	地域支援事業費の推計	68
6	第1号被保険者数の推計	69
7	第1号被保険者の保険料	71
8	所得段階別保険料の設定	72

資料編 73

1	山北町介護保険事業計画策定委員会設置要綱	73
2	山北町介護保険事業計画策定委員会委員名簿	75
3	介護保険事業計画策定の経過	76

計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

わが国では、2019年（令和元年）10月時点の推計人口において、総人口1億2,616万人の内65歳以上の人口は3,588万人を超え、高齢化率は28.4%と過去最高になっています。高齢者数は2042年（令和24年）頃まで増加し、75歳以上の人口割合についてはその後も増加し続けることが予想されています。

高齢化の急速な進行に伴い、地域社会では高齢者をめぐるさまざまな問題が浮き上がっています。一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加や孤立化、認知症高齢者の増加、介護する家族の負担や介護離職の増加、高齢者虐待などの問題への対応が課題となっています。

こうした中、国においては、高齢社会対策の推進に当たる基本方針を明確にし、分野別の基本的施策の展開を図るべく、「高齢者を支える」とともに、意欲ある高齢者の能力発揮を可能にする社会環境を整え、また、高齢者のみならず若年層も含め、全ての世代が満ち足りた人生を送ることのできる環境を作ることとを目的とした「高齢社会対策大綱」を2018年（平成30年）2月16日に閣議決定しました。

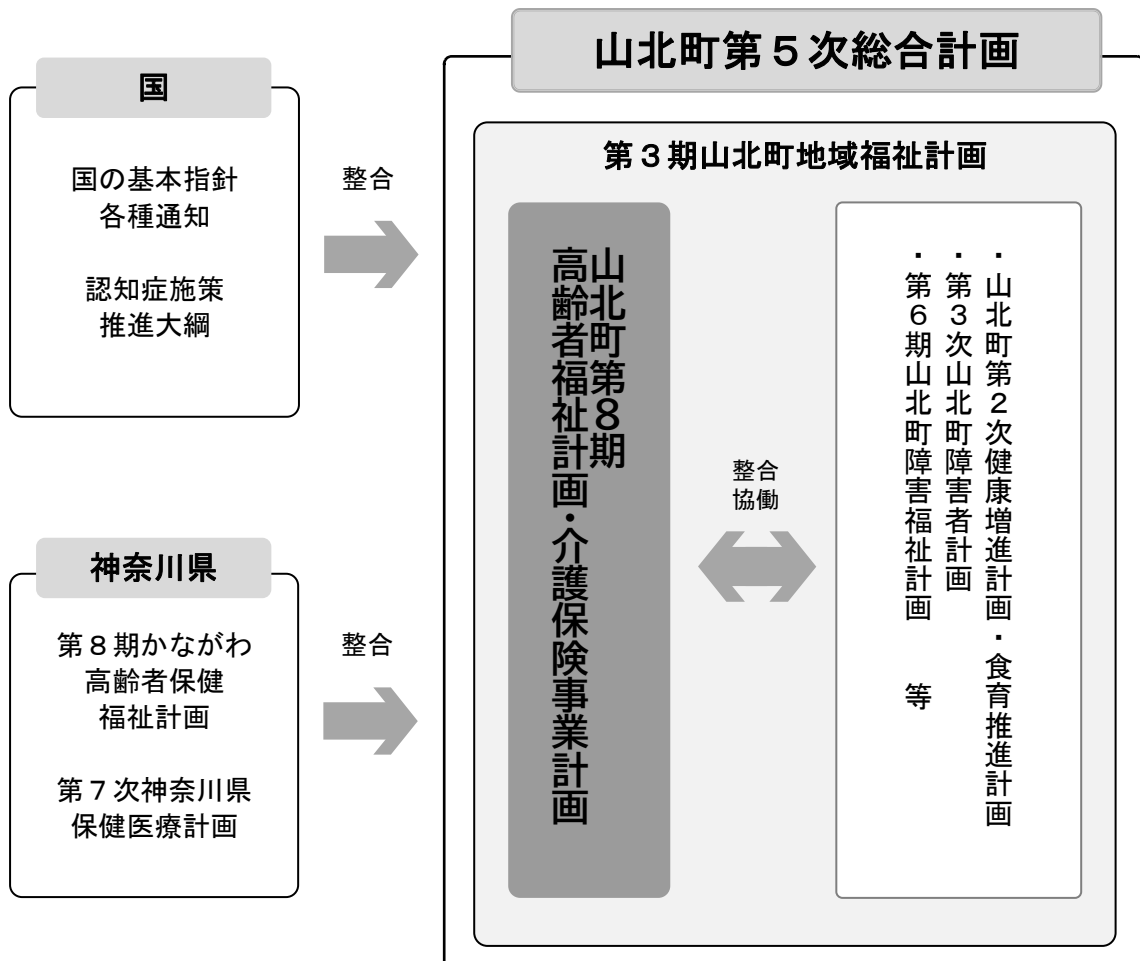
国は、この大綱に基づき、2025年（令和7年）を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の一層の推進を図ることとしています。また、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることとで住民一人ひとりの暮らしや生きがいを地域とともに創る社会「地域共生社会」の実現が求められています。

山北町では、高齢者福祉に関する施策を総合的に推進するため、3年を1期とする「山北町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定しています。令和2年度を持って「山北町第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の計画期間（平成30年度～令和2年度）が終了することから、国や神奈川県の動向を踏まえつつ施策の実施状況や効果を検証した上で、団塊の世代が75歳となる2025年（令和7年）を見据え、本格的な超高齢社会に対応するための「地域包括ケアシステム」の構築、深化、推進を図っていきます。

2 計画の位置付け

本計画は、老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条の規定に基づき、「高齢者福祉計画」（法律上は「老人福祉計画」）と「介護保険事業計画」を一体のものとして策定することで、介護保険及び福祉サービスを総合的に展開することをめざしており、3年を1期として策定することが義務付けられています。

本計画は、高齢者に関わる様々な計画との整合性を持ったものとし、「地域共生社会」の実現に向けて、上位計画にあたる「山北町地域福祉計画」の理念をベースとして、「第3次山北町障害者計画」、「第6期山北町障害福祉計画」、「山北町第2次健康増進計画・食育推進計画」等と連携を図り、高齢者の地域生活を支援します。また、県の「かながわ高齢者保健福祉計画」との整合性を図るものとします。



■各計画の期間

	平成 30 年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	2 年度 (2020)	3 年度 (2021)	4 年度 (2022)	5 年度 (2023)
山北町総合計画	前期	後期基本計画				
山北町地域福祉計画	第 2 期	第 3 期計画				
山北町障害者計画	第 3 次計画					
山北町障害福祉計画	第 5 期計画			第 6 期計画		
山北町健康増進計画 ・ 食育推進計画	第 2 次計画					
山北町高齢者福祉計画 ・ 介護保険事業計画	第 7 期計画			第 8 期計画		

3 計画の期間

介護保険事業計画は、介護保険法の規定により 3 年を 1 期として定めるとされています。本計画期間は、令和 3（2021）年度から令和 5（2023）年度までの 3 年間となります。

平成 30 年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	2 年度 (2020)	3 年度 (2021)	4 年度 (2022)	5 年度 (2023)	6 年度 (2024)	7 年度 (2025)	8 年度 (2026)	22 年度 (2040)
第 7 期計画 2018～2020 年			第 8 期計画 2021～2023 年			第 9 期計画 2024～2026 年			団塊 ジュニア 世代 65 歳以上
令和 7 年さらには令和 22 年を見据えた中長期的な取組み・展望									

4 計画の策定体制

(1) 策定委員会での検討

被保険者代表、保健・医療・福祉関係者、学識経験者、行政関係者で構成される「山北町介護保険事業計画策定委員会」を開催し、本計画の内容について協議検討しました。

(2) アンケート調査の実施

高齢者の生活実態や、介護保険サービス利用者の利用状況・利用意向など、第8期計画を策定するための基礎的な資料や課題を把握するために、次の3種類のアンケートを実施しました。

- 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
- 在宅介護実態調査
- 介護サービス事業所アンケート調査

(3) パブリックコメントの実施

本計画に対し、町民から幅広く意見を募集し、本計画の策定や施策の参考とするために令和3年1月15日から令和3年1月29日にかけて、パブリックコメントを実施しました。

- 意見の件数 0件

5 日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、「市町村が、高齢者が地域において安心して日常生活を営むことができるようにするために、地理的条件、人口、交通事情やその他の社会的条件、介護サービスを提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案して定める区域」とされています。

国では、高齢者の生活の継続性、介護資源の地域格差の是正、介護資源を拡充するための財源等を総合的に判断し、基本的には人口2万～3万人程度を1圏域として、地域包括支援センターを中心に交通機関等を利用して30分程度の範囲を日常生活圏域として設定することが望ましいとしています。

第3期以降の市町村介護保険事業計画では、市町村を複数の日常生活圏域に区分し、その圏域ごとに各サービスの見込量を定めるとともに、地域密着型サービスの必要利用定員数を定め、地域密着型サービスの整備目標を設定することとされています。（介護保険法第117条第2項）

本町では、人口分布状況や交通事情、施設整備等の関係から、日常生活圏域を分割した場合、地域により偏りが生じるため、町全体を一つの日常生活圏域として設定しています。

圏域の医療・介護資源

圏域	医療			介護				
	医科	歯科	薬局	地域包括支援センター	施設系サービス	居宅系サービス	地域密着型サービス	居宅介護支援事業所
山北町	4	3	6	1	1	6	5	3

令和3年3月現在

6 介護保険制度の主な改正内容

第8期の基本指針においては、国の社会保障審議会介護保険部会の「介護保険制度の見直しに関する意見」を踏まえて、以下について記載を充実することが示されています。

(1) 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

○2025・2040年を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて計画を策定

※基盤整備を検討する際、介護離職ゼロの実現に向けたサービス基盤整備、地域医療構想との整合性（病床の機能分化及び連携に伴い生じるサービス必要量に関する整合性の確保）を踏まえる必要がある旨は第7期から記載。

※指定介護療養型医療施設の設置期限（2023年度末）までに確実な転換等を行うための具体的な方策について記載。

※第8期の保険料を見込むに当たっては直近（2020年4月サービス分以降）のデータを用いる必要がある。

(2) 地域共生社会の実現

○地域共生社会の実現に向けた考え方や取組について記載

(3) 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）

○一般介護予防事業の推進に関して「PDCAサイクルに沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」について記載

○自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取り組みの例示として就労的活動等について記載

○総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を策定

○保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進について記載（一般会計による介護予防等に資する独自事業等について記載）

○在宅医療・介護連携の推進について、看取りや認知症への対応強化等の観点を踏まえて記載

○要介護（支援）者に対するリハビリテーションの目標については国で示す指標を

参考に計画に記載

○PDCAサイクルに沿った推進にあたり、データの利活用を進めることやそのための環境整備について記載

(4) 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

○住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を記載

○整備に当たっては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案して計画を策定

(5) 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進

○認知症施策推進大綱等を踏まえ、「共生」と「予防」を車の両輪とした認知症施策の推進について5つの柱に基づき記載（普及啓発の取組やチームオレンジの設置及び「通いの場」の拡充等について記載）

○教育等他の分野との連携に関する事項について記載

(6) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

○介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性について記載

○介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策を記載

○総合事業等の担い手確保に関する取組の例示としてポイント制度や有償ボランティア等について記載

○要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性について記載

○文書負担軽減に向けた具体的な取組を記載

(7) 災害や感染症対策に係る体制整備

○近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性について記載

第2章

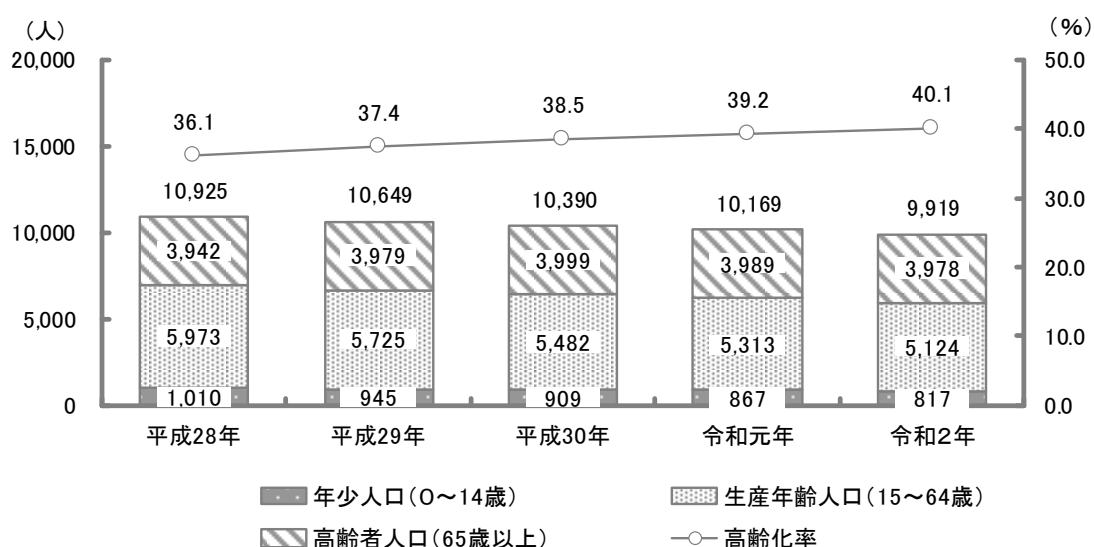
本町の現状

1 高齢者の現状

(1) 年齢3区分別人口の推移

本町の総人口は、年々減少しており、令和2年に9,919人となっています。一方で高齢者人口は平成28年から平成30年にかけて増加し、その後減少しており、高齢化率は年々増加し、令和2年に40.1%となっています。

年齢3区分別人口の推移



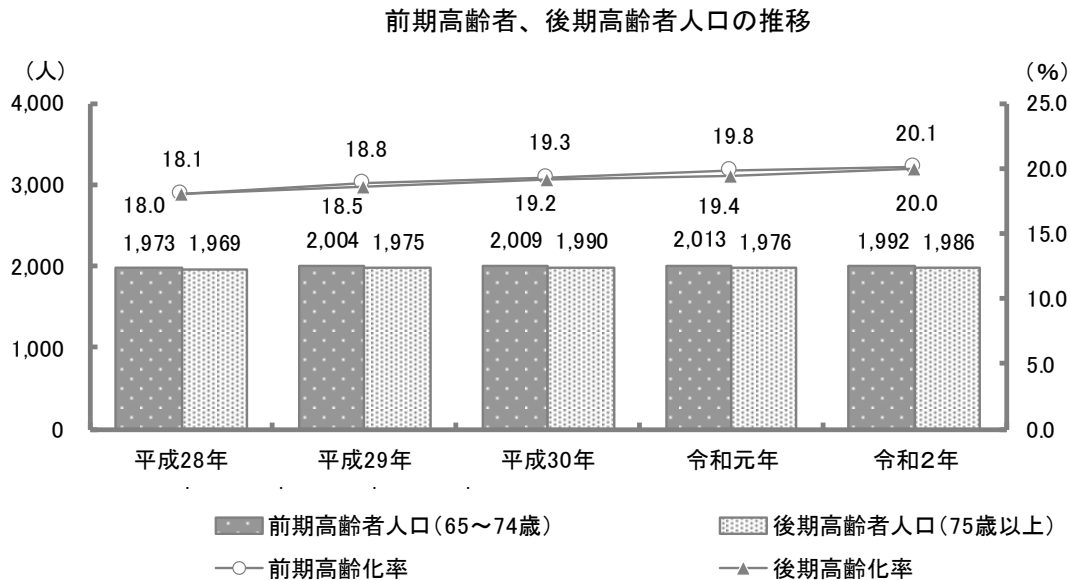
単位：人

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
総人口	10,925	10,649	10,390	10,169	9,919
0～14歳	1,010	945	909	867	817
15～64歳	5,973	5,725	5,482	5,313	5,124
65歳以上	3,942	3,979	3,999	3,989	3,978
65～74歳（前期高齢者）	1,973	2,004	2,009	2,013	1,992
75歳以上（後期高齢者）	1,969	1,975	1,990	1,976	1,986
高齢化率（%）	36.08%	37.37%	38.49%	39.23%	40.10%

資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

(2) 前期高齢者、後期高齢者人口の推移

本町の高齢者人口の内訳をみると、前期高齢者（65～74歳）は令和元年まで増加していましたが、令和2年に減少し、1,992人となっています。一方で後期高齢者（75歳以上）は増加傾向となっており、1,986人となっています。



資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

(3) 高齢者人口の見込み

総人口は今後も減少し、令和3年には9,673人、令和7年には8,705人と推計されます。また、高齢者人口の見込みを年齢別に分けてみると、65～74歳の前期高齢者は令和3年をピークに減少に転じ、75歳以上の後期高齢者は増加していくものと推計されます。高齢化率は令和3年には41.04%、令和7年には44.30%と総人口の4割を超える水準で推移すると推計されます。

単位：人

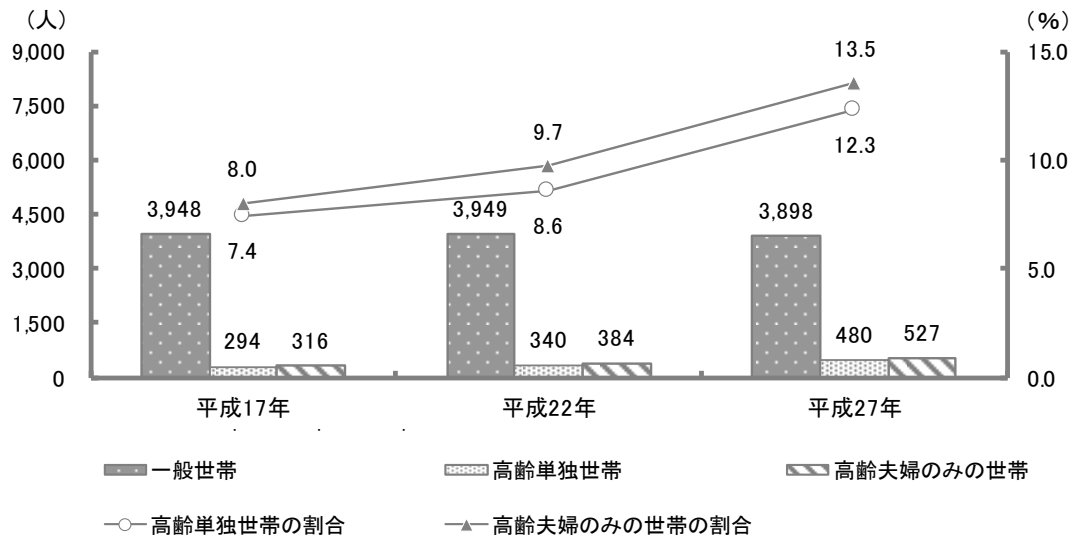
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
総人口	9,673	9,428	9,160	8,705
0～14歳	771	746	705	628
15～64歳	4,932	4,732	4,553	4,221
65歳以上	3,970	3,950	3,932	3,856
65～74歳（前期高齢者）	2,009	1,928	1,840	1,636
75歳以上（後期高齢者）	1,961	2,022	2,092	2,220
高齢化率（%）	41.04%	41.90%	42.79%	44.30%

※平成28年度から令和2年度の住民基本台帳に基づき、コーホート変化率法にて推計

(4) 高齢者世帯数の推移（単身、夫婦のみ、高齢者を含む世帯数）

一般世帯は、平成27年は3,898世帯と、平成17年の3,948世帯に比べ50世帯減少しています。また、高齢者単身世帯と高齢夫婦のみの世帯割合は年々増加しています。

高齢者世帯数の推移（単身、夫婦のみ、高齢者を含む世帯数）



資料：国勢調査

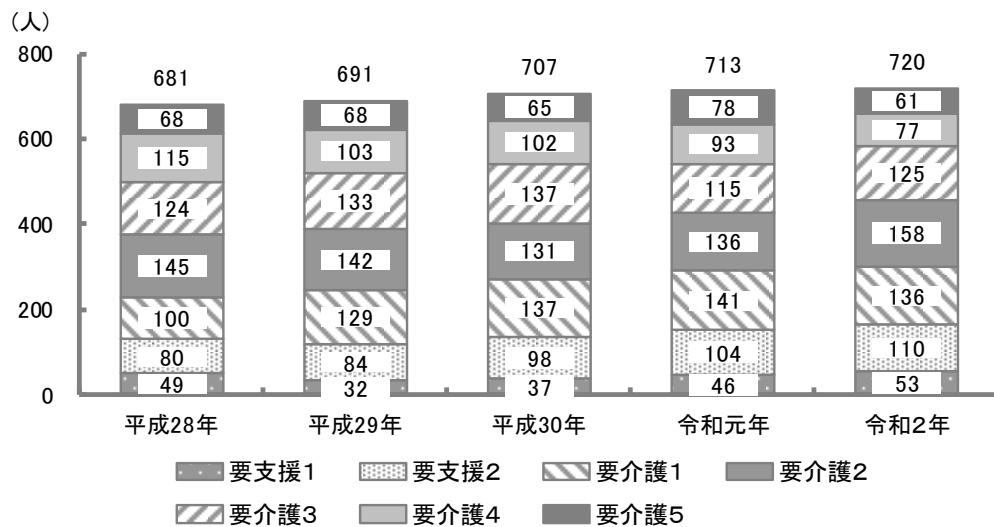
※一般世帯の定義

- 1) 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者
- 2) 1) の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者
- 3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者

(5) 要支援・要介護認定者数の推移

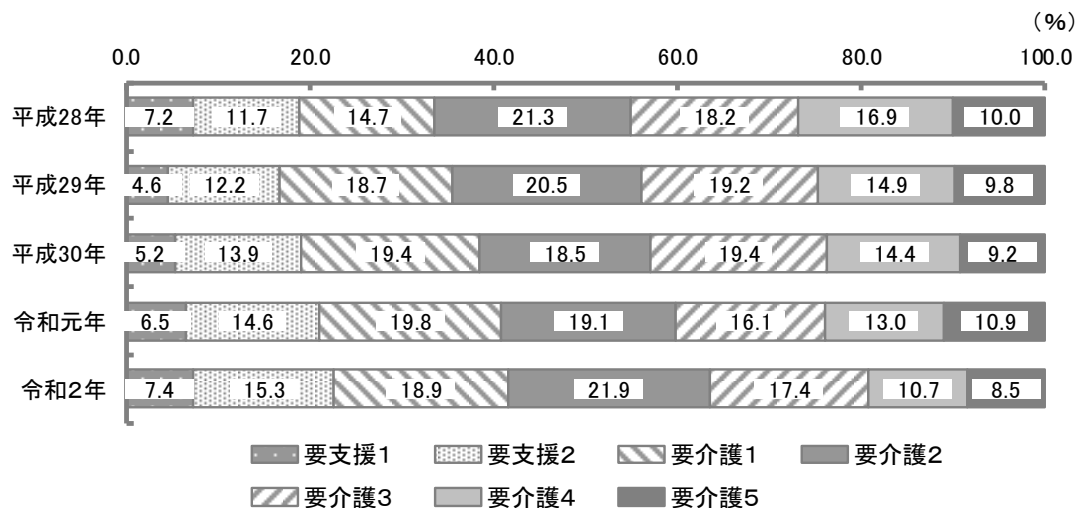
本町の要支援・要介護認定者数は増加傾向となっており、令和2年に720人となっています。介護度別でみると、要支援2の伸びが最も大きく、次いで、要介護1が大きくなっています。

要支援・要介護認定者数の推移（第1号被保険者）



資料：介護保険事業報告月報（各年10月1日現在）

認定者数に占める介護度別割合



資料：介護保険事業報告月報（各年10月1日現在）

性別・要介護度別の認定者数（令和元年度）

単位：人

		要支援		要介護					計
		1	2	1	2	3	4	5	
男性	65～69 歳	0	0	6	9	4	1	1	21
	70～74 歳	1	5	9	7	3	5	4	34
	75～79 歳	2	6	7	4	6	6	3	34
	80～84 歳	4	8	7	14	8	4	3	48
	85～89 歳	5	9	10	4	12	5	5	50
	90 歳以上	1	4	12	9	10	7	1	44
女性	65～69 歳	1	3	1	4	1	0	2	12
	70～74 歳	2	3	6	5	7	2	2	27
	75～79 歳	8	13	4	8	4	4	3	44
	80～84 歳	10	18	25	18	14	4	7	96
	85～89 歳	9	22	20	28	26	19	17	141
	90 歳以上	6	13	27	34	32	28	18	158
男性計		13	32	51	47	43	28	17	231
女性計		36	72	83	97	84	57	49	478
合計		49	104	134	144	127	85	66	709

資料：「介護保険事業状況報告」年報（令和元年度）
※要支援・要介護認定者は1号被保険者のみ

（6）要支援・要介護認定者数の見込み

要支援・要介護認定者数については、後期高齢者の増加に伴い、今後も年々増加していくと推計されます。要介護度別の認定者割合はほぼ横ばいで推移すると推測されます。

単位：人

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
要支援認定者	1	51	52	52	55
	2	106	108	111	115
要介護認定者	1	139	142	145	151
	2	142	145	149	155
	3	129	131	135	140
	4	87	89	91	94
	5	69	71	73	75
計		723	738	756	785

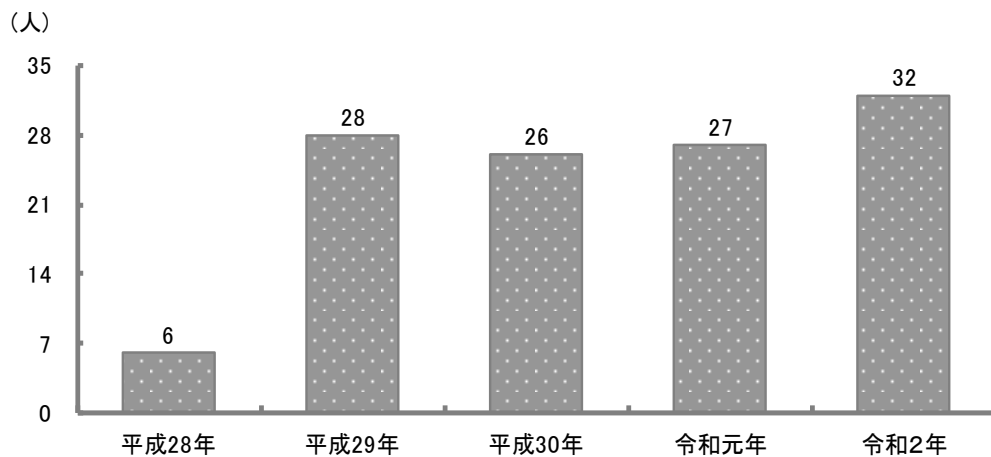
※要支援・要介護認定者数の推計は第2号被保険者を含む

(7) 総合事業対象者数の推移

本町の介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）は、従来、介護予防事業で実施していた「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」が、平成28年10月より総合事業の「訪問介護相当サービス」と「通所介護相当サービス」に移行したものです。

要支援認定者の内、総合事業サービス利用者が適宜移行し、平成28年度には6人でしたが、それ以降は新規対象者を含めて30人前後で推移しており、令和2年度は32人となっています。

事業対象者数の推移



資料：事業対象者実績（各年10月1日現在）

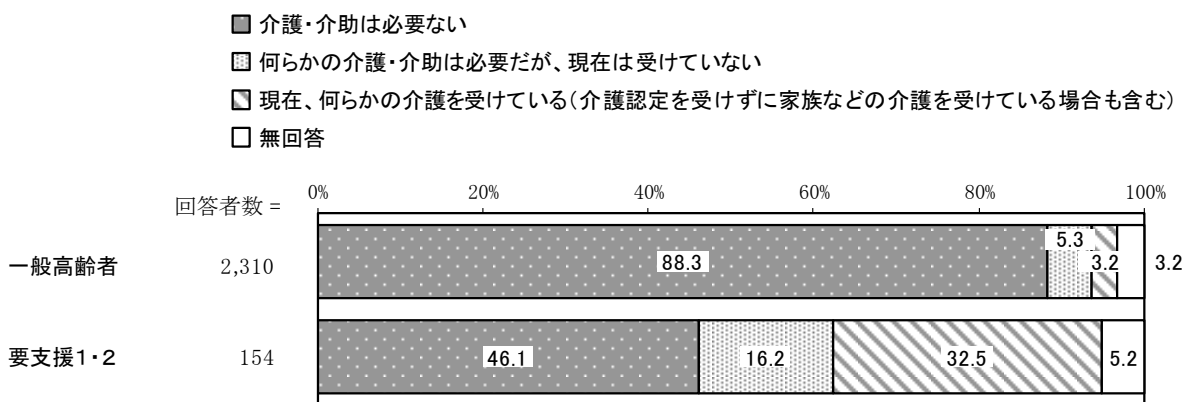
2 アンケート調査結果からみえる現状

(1) 家族や生活状況について

① 普段の生活で介護・介助が必要

一般高齢者では、「介護・介助は必要ない」の割合が88.3%と最も高くなっています。

要支援1・2では、「介護・介助は必要ない」の割合が46.1%と最も高く、次いで「現在、何らかの介護を受けている（介護認定を受けずに家族などの介護を受けている場合も含む）」の割合が32.5%、「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」の割合が16.2%となっています。



② 介護・介助が必要になった主な原因

一般高齢者では、「高齢による衰弱」の割合が18.8%と最も高く、次いで「心臓病」の割合が14.7%、「骨折・転倒」の割合が13.2%となっています。

要支援1・2では、「高齢による衰弱」の割合が22.7%と最も高く、次いで「骨折・転倒」の割合が21.3%、「関節の病気（リウマチ等）」の割合が12.0%となっています。

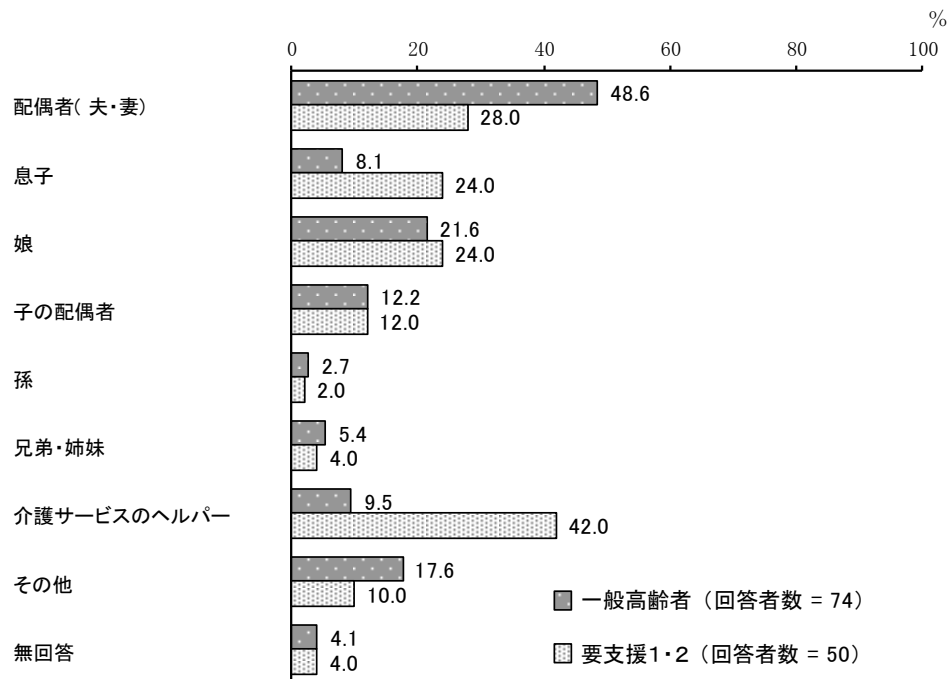
区分	有効回答数(件)	脳卒中(脳出血・脳梗塞等)	心臓病	がん(悪性新生物)	呼吸器の病気(肺炎・肺気腫・肺炎等)	関節の病気(リウマチ等)	認知症(アルツハイマー病等)	パーキンソン病	糖尿病	腎疾患(透析)	視覚・聴覚障害	骨折・転倒	脊椎損傷	高齢による衰弱	その他	不明	無回答
一般高齢者	197	9.6	14.7	7.6	5.6	9.6	2.0	1.0	8.6	4.6	11.7	13.2	10.2	18.8	15.7	1.0	16.2
要支援1・2	75	8.0	8.0	6.7	2.7	12.0	5.3	—	10.7	2.7	6.7	21.3	4.0	22.7	20.0	—	10.7

※各原因の単位は%

③ どなたの介護・介助を受けているか

一般高齢者では、「配偶者（夫・妻）」の割合が48.6%と最も高く、次いで「娘」の割合が21.6%、「子の配偶者」の割合が12.2%となっています。

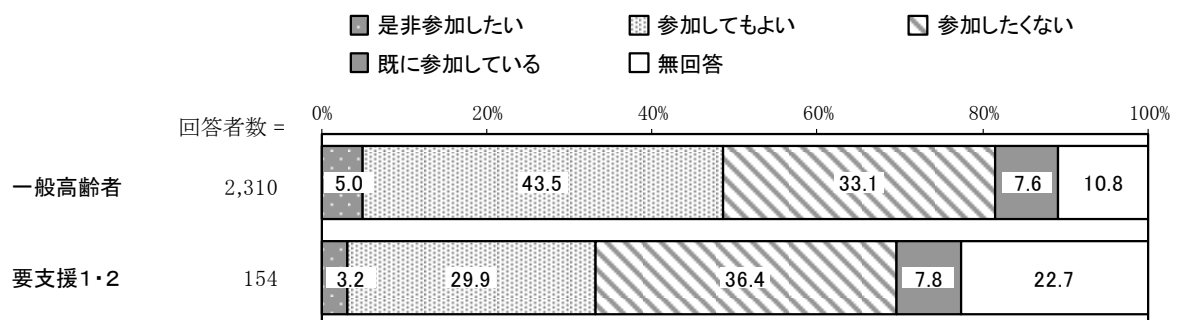
要支援1・2では、「介護サービスのヘルパー」の割合が42.0%と最も高く、次いで「配偶者（夫・妻）」の割合が28.0%、「娘」「息子」の割合が24.0%となっています。



（２）地域での活動について

一般高齢者では、「参加してもよい」の割合が43.5%と最も高く、次いで「参加したくない」の割合が33.1%となっています。

要支援1・2では、「参加したくない」の割合が36.4%と最も高く、次いで「参加してもよい」の割合が29.9%となっています。

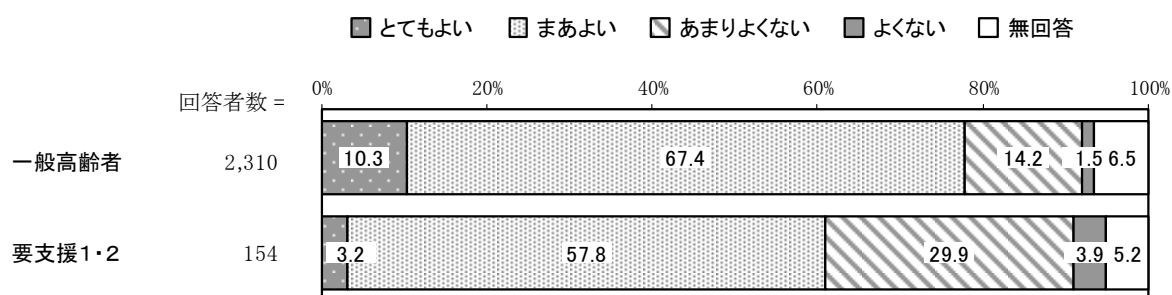


(3) 健康について

① 現在の健康状態

一般高齢者では、「とてもよい」と「まあよい」をあわせた“よい”の割合が77.7%、「あまりよくない」と「よくない」をあわせた“よくない”の割合が15.7%となっています。

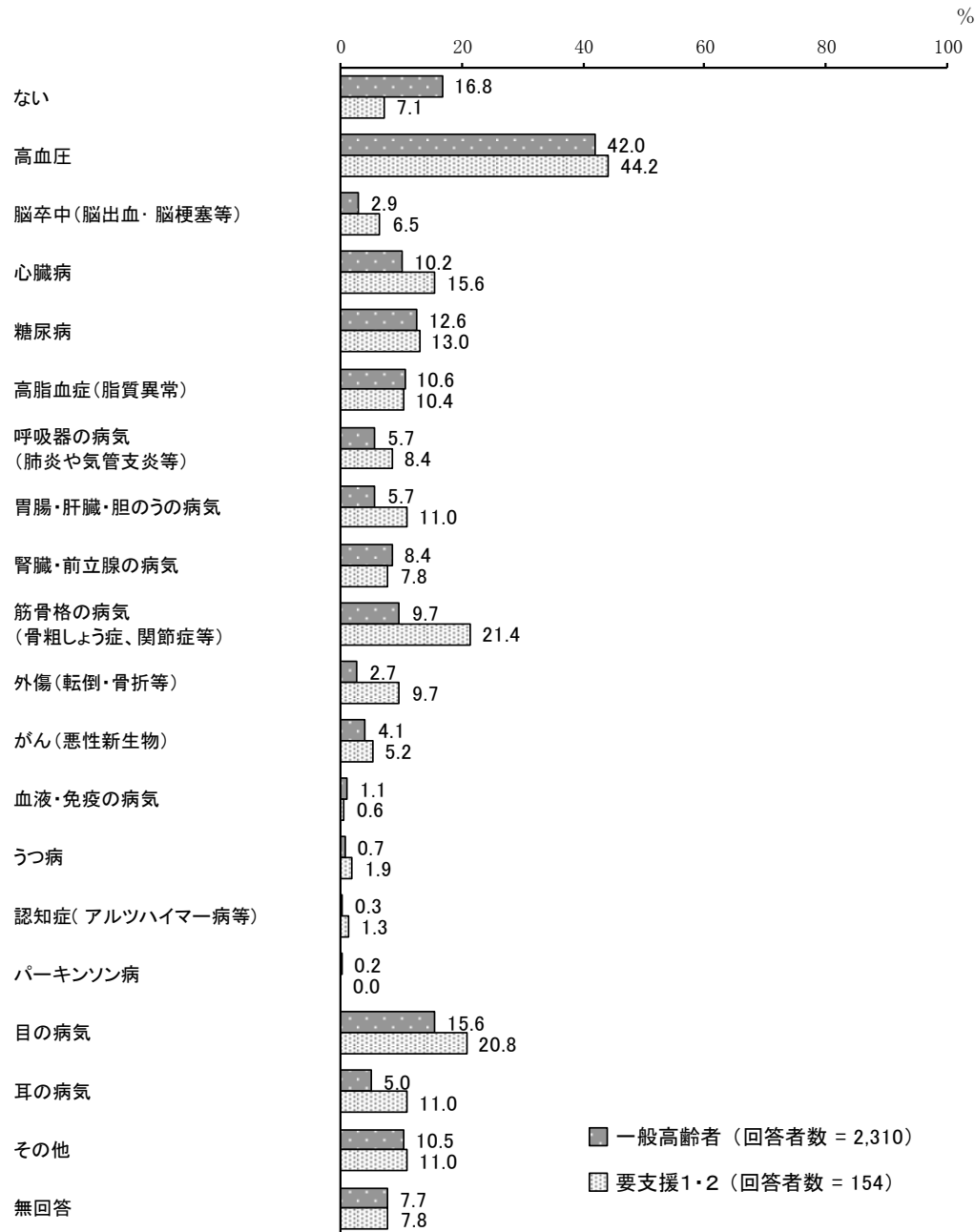
要支援1・2では、“よい”の割合が61.0%、“よくない”の割合が33.8%となっています。



② 現在治療中、または後遺症のある病気

一般高齢者では、「高血圧」の割合が42.0%と最も高く、次いで「ない」の割合が16.8%、「目の病気」の割合が15.6%となっています。

要支援1・2では、「高血圧」の割合が44.2%と最も高く、次いで「筋骨格の病気（骨粗しょう症、関節症等）」の割合が21.4%、「目の病気」の割合が20.8%となっています。



3 第7期計画の評価と課題

第8期計画を策定するにあたり、第7期計画に掲げた4つの基本目標について振り返ります。

「基本目標1 介護保険サービスの充実」についての課題

本町では、個人の状態やニーズに応じた適切な介護保険サービスが提供できる体制づくりに取り組みながら、町民から信頼される介護保険制度であるため、安定的かつ継続的な事業運営に努めてきました。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果をみると、現在治療中、または後遺症のある病気はあるかについては、一般高齢者では、「高血圧」の割合が42.0%と最も高く、次いで「ない」の割合が16.8%、「目の病気」の割合が15.6%となっています。

高齢者の在宅生活志向は高く、在宅で生活を継続できるよう、高齢者の生活を支える重層的なサービス提供体制の構築が必要です。また、高齢者のニーズを踏まえながら、高齢者自身の自立を支えるという視点を踏まえ、サービス提供体制の確保が必要となっています。

今後、団塊の世代のすべてが後期高齢者となる令和7（2025）年を見据えると、介護サービスの利用者数や需要はますます増加していくものと見込まれていることから、高齢者が住み慣れた地域で健康にいきいきとした生活を送ることができるよう、介護保険制度の持続可能性の確保や、サービス供給環境の整備を図る必要があります。

「基本目標2 総合事業による介護予防の推進」についての課題

本町では、平成28年10月より介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）がスタートし、訪問型・通所型サービスや生活支援サービスの提供、介護予防教室の充実に取り組んでおり、高齢者の多様なニーズに対して生活支援や要支援・要介護の予防に向けたサービスを地域全体で推進してきました。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果をみると、普段の生活における介護・介助の必要性について、一般高齢者では、「介護・介助は必要ない」の割合が88.3%と最も高くなっています。要支援1・2では、「介護・介助は必要ない」の割合が46.1%と最も高く、次いで「現在、何らかの介護を受けている（介護認定を受けずに家族などの介護を受けている場合も含む）」の割合が32.5%、「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」の割合が16.2%となっています。介護・介助が必要になった主な原因は、一般高齢者で「高齢による衰弱」が18.8%と最も高く、次いで「心臓病」

が14.7%、「骨折・転倒」が13.2%となっています。要支援1・2では、「高齢による衰弱」の割合が22.7%と最も高く、次いで「骨折・転倒」の割合が21.3%、「関節の病気（リウマチ等）」の割合が12.0%となっています。

要支援・要介護認定を受けていない高齢者に対しても、要支援・要介護状態の予防のため、これからの介護予防では、高齢者の心身機能の改善や環境の調整を通じて、高齢者の生活機能の向上や地域での社会活動への参加を図ることにより、一人ひとりの生涯にわたる生きがいのある生活を目指すことが重要です。生活機能が低下する前の健康な時から、個人に合わせた適切な予防を行うなど、健康寿命の延伸に向け介護予防・重症化予防を推進していく必要があります。

また、高齢者が在宅生活を継続するためには、高齢者自身の健康状態はもとより、家族など高齢者を取り巻く状況の変化に応じて、様々な生活支援事業が途切れることなく実施されることが必要です。一人暮らしの高齢者は年々増加しており、地域や事業者との連携による一人暮らしを含む高齢者世帯などに対する日常生活の支援を通じた見守りを充実し、高齢者が一人でも安心して暮らしていけるまちづくりを進めていく必要があります。

さらに、国においては、医療保険で実施する急性期・回復期のリハビリテーションから、介護保険で実施する生活期リハビリテーションへ、切れ目のないサービス提供体制を構築することを目指していることから、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取り組みを推進していくための方策を検討していくことが必要です。

「基本目標3 健康で生きがいのある生活の支援」についての課題

本町では、高齢者が生きがいを持ち、様々な地域活動への参加を通じて地域社会の一員として活躍できるよう、老人クラブへの助成、やまきた健康スポーツ大会による健康づくり等の事業を通じて、高齢者の積極的な社会活動への参加の促進やボランティア活動への支援に努めてきました。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果をみると、現在の健康状態については、一般高齢者では、「とてもよい」と「まあよい」をあわせた“よい”の割合が77.7%、「あまりよくない」と「よくない」をあわせた“よくない”の割合が15.7%となっています。要支援1・2では、“よい”の割合が61.0%、“よくない”の割合が33.8%となっています。

また、健康づくりや趣味等のグループ活動に参加者としての参加意向について、一般高齢者では、「参加してもよい」の割合が43.5%と最も高く、次いで「参加したくない」の割合が33.1%となっています。要支援1・2では、「参加したくない」の割合が36.4%と最も高く、次いで「参加してもよい」の割合が29.9%となっています。

生涯にわたり心身ともに健康でいきいきと暮らすことができるよう、若年期から健康への意識を高め、自分にあった健康づくりを行うことが必要であり、生涯を通じた健康づくりを支援する環境整備が重要です。病気の早期発見と重症化予防に加えて、重篤な感染症や生活習慣病、要介護状態にならないように、各種健康診査・健康教育・健康相談・介護予防事業等を実施し、今後も高齢者が健康でいきいきとした生活が送れるよう、一人一人が自己の選択に基づいて健康づくりに取り組めるよう、支援を継続する必要があります。

国においては、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、すべての住民が支え合い、自分らしく活躍できる「地域共生社会」の実現を目指しています。地域共生社会は福祉の政策領域だけでなく、地方創生、まちづくり、住宅、地域自治、環境保全、教育など他の政策領域にも広がるものです。地域の様々な資源を活用し、地域丸ごとのつながりを強化していくことが重要です。

「基本目標 4 包括的支援体制づくりの推進」についての課題

本町では、高齢者が要介護状態等になっても可能な限り住み慣れた地域での暮らしを継続できるよう、地域包括支援センターの機能強化や総合相談支援事業による包括的支援体制の整備、地域ケア会議による課題の解決等、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に取り組んできました。

増加する認知症高齢者に対しては、認知症サポーター養成講座の実施や認知症初期集中支援事業、認知症カフェに取り組み、認知症高齢者やその家族への支援体制を強化してきました。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果をみると、物忘れが多いと感じる人は37.5%、年齢別にみると、75歳以上で45.8%と、65～74歳を上回っています。

また、家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手については、「医師・歯科医師・看護師」が31.9%と最も多く、次いで「そのような人はいない」が25.6%、「社会福祉協議会・民生委員」が21.1%となっています。

その他、主な介護・介助者について、一般高齢者では「配偶者（夫・妻）」の割合が48.6%と最も高く、次いで「娘」の割合が21.6%、「子の配偶者」の割合が12.2%となっており、要支援1・2では、「介護サービスのヘルパー」の割合が42.0%と最も高く、次いで「配偶者（夫・妻）」の割合が28.0%、「息子」、「娘」の割合が24.0%となっています。

介護に携わる介護者家族への負担は、精神的・肉体的な疲労が特に大きなものとなっています。在宅介護を推進する上で、家族の負担を軽減するための支援の充実が求められます。介護者に対して、心身の負担軽減や健康管理などを支援していくことが重要になります。

また、高齢者の増加に伴う相談件数の増加や内容の多様化、緊急性の高い相談に対し、助言や関係機関への連絡等、適切な対応ができるよう、職員のスキルアップとその役割と重要性が高まる地域包括支援センターの機能強化が必要です。高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関との連携と包括的・継続的マネジメントの推進の強化が必要です。

また、高齢者が介護を受けながら現在の住居より安心して自立した暮らしを送ることのできる有料老人ホームやサービス付きの高齢者向け住宅等の高齢者向け住まいについて、町内での必要量を見極めながら適切に供給される環境を確保する必要があります。

さらに、介護現場におけるハラスメント問題や、介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場における業務の改善方法についても検討し、介護職員が働き続けることのできる環境整備について支援していく必要があります。

今後は、医療との連携において、さらなる連携強化に向けて、医療関係者と介護関係者の情報交換の場の確保や情報を共有する場の充実等、顔の見える関係づくりが求められています。

認知症施策においては、国では「認知症施策推進大綱」等を踏まえ「共生」と「予防」を車の両輪とした施策を推進しており、認知症の理解を深め、認知症予防を進めるとともに、地域住民や地域資源、関係者などと協力し、家族介護を含めた支援体制の強化が求められます。

また、2020年に発生した新型コロナウイルスやインフルエンザ等の様々な感染症は、介護サービス利用者や介護予防教室等の一般介護予防事業利用者が、感染リスクを避けるためにサービス利用を控えることによる身体機能の低下や、外出の機会が減ることによる心身への影響が懸念されるため、関係機関と連携を図り、発生時においても安定した介護サービスが提供できるよう、衛生物品の備蓄や事業継続のための支援体制の構築が必要です。

1 基本理念

**安心のライフスタイル
～ 地域で暮らし続けたい ～**

令和 7（2025）年には団塊の世代が75歳以上になり、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、要介護認定者、認知症高齢者が増加することが予測されます。

こうした中、すべての高齢者が生きがいに満ち暮らし続けるためには、「健康寿命」の延伸が重要であり、必要に応じて適切なサービスを受けられることが大切です。しかしながら、近年の社会情勢から、高齢者を公的な制度や福祉サービスだけで支えることは難しい状況となっており、高齢者を取り巻く生活課題に対し、きめ細かく対応するためには、地域共生社会を実現していくことが求められます。

本計画は、高齢者に関する専門的・個別的な領域を担うとともに、前計画の基本的考え方や趣旨を今後も踏襲し、地域包括ケアシステムの推進に向けた施策および事業を積極的に展開していくため、本計画の基本理念を第 7 期計画からの基本理念「安心のライフスタイル - 地域で暮らし続けたい -」を引き続き継承し、高齢者が地域でいきいきと暮らし続けられるまちづくりを目指します。

2 基本目標

計画の基本理念と地域の現状を踏まえた4つの基本目標を定め、本計画を推進していきます。

(1) 介護保険サービスの充実

介護保険制度の役割は、介護を必要とする高齢者にサービスを提供し高齢者が住み慣れた自宅や地域で安心して暮らせるよう支援することです。

その役割を果たすため、地域の実情に即したサービスの提供とバランスの取れた基盤整備による安定的かつ継続的なサービスの提供体制を推進するとともに、介護保険制度の適正な利用を支援し介護保険サービスの質の向上と制度の信頼性の確保に努めます。

(2) 総合事業による介護予防の推進

高齢者ができる限り介護が必要な状態（要介護状態）にならないように、また、要介護状態となってもできる限りその悪化を防ぐように、高齢者の自立支援のための効果的な介護予防の取り組みを推進します。

また、介護予防についての普及啓発を図り、高齢者一人ひとりの意識を高めることで元気な頃から地域における介護予防に主体的に取り組む社会をめざしていきます。

(3) 健康で生きがいのある生活の支援

平均寿命が長くなる中、高齢者がいきいきと暮らすためには健康寿命の延伸に向けた取り組みを推進することが重要です。

高齢者が健康で生きがいのある生活を送れるよう、生活習慣病・疾病の予防に取り組むとともに早期発見・重症化予防による要介護・要支援状態の予防を図り、高齢者が「自助」として高齢期の健康に対する意識を高め積極的に健康づくりに取り組めるよう支援します。また、豊富な知識と経験を活かした地域活動への参加や就労の機会の創出により社会参加を推進し、生涯を通じて生きがいのある生活が送れる環境づくりを進めます。

(4) 包括的支援体制づくりの推進

総合的な相談窓口である地域包括支援センターの機能向上に努めるとともに、保健・福祉・介護の関係機関と医療の連携を強化し、地域の各種団体や住民が連携した「地域包括ケアシステム」の実現を目指します。

要介護認定者の状況やニーズに応じたサービスを迅速かつ適切に利用できるよう介護保険制度の円滑な実施と安定した供給体制の確保に努めるとともに、介護予防事業や介護予防サービスの提供体制の効率化を推進します。

また、認知症予防や早期発見・早期対応に向けた取り組みや相談窓口の充実に努め、認知症高齢者とその家族への支援を充実します。

さらに、高齢者が安心して地域で暮らし続けられるよう住まいをはじめとする生活環境の整備や、近年頻発する地震や台風等の災害、新型コロナウイルスをはじめとする各種感染症等の緊急時・非常時の体制の整備に取り組むとともに、地域における支え合いのネットワークを構築します。

3 施策の体系図

[基本理念]

[基本目標]

[施策]

安心のライフスタイル
と地域で暮らし続けたい

1 介護保険サービスの充実

(1) 居宅介護サービス

(2) 介護予防サービス

(3) 施設介護サービス

(4) 地域密着型サービス・
地域密着型介護予防サービス

2 総合事業による 介護予防の推進

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

(2) 一般介護予防事業

3 健康で生きがい のある生活の 支援

(1) 生涯学習

(2) 地域とのつながり

(3) 健康づくり

(4) 就労場所の確保

4 包括的支援体制 づくりの推進

(1) 地域包括支援センターの機能強化

(2) 住みやすいまちづくり

第4章

施策の展開

1 介護保険サービスの充実

(1) 居宅介護サービス

要介護認定者（要介護1～要介護5）が利用できるサービスです。次の14種類があります。

サービス名	サービス内容
① 訪問介護	介護福祉士やホームヘルパーが要介護者の居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事を行います。
② 訪問入浴介護	自宅の浴槽での入浴が困難な方に対して、浴槽を積んだ入浴車が要介護者の居宅を訪問し、看護職員や介護職員が入浴の介助を行います。
③ 訪問看護	医師の指示に基づき、看護師等が要介護者の居宅を訪問し、健康チェック、療養上の世話または必要な診療の補助を行います。
④ 訪問リハビリテーション	医師の指示に基づき理学療法士や作業療法士等が要介護者の居宅を訪問し、要介護者の心身機能の維持回復および日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行います。
⑤ 居宅療養管理指導	在宅で療養していて、通院が困難な要介護者へ医師、歯科医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが居宅を訪問し療養上の管理や指導、助言等を行います。
⑥ 通所介護	日中、デイサービスセンターなどに通い、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や機能訓練などを日帰りでを行います。
⑦ 通所リハビリテーション	介護老人保健施設や診療所、病院等の医療機関において、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行います。
⑧ 短期入所生活介護	特別養護老人ホームなどの福祉施設に短期間入所して、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や機能訓練などを行います。
⑨ 短期入所療養介護	介護老人保健施設や医療施設に短期間入所し、医師や看護師、理学療法士等による医療や機能訓練、日常生活上の支援などを行います。
⑩ 特定施設入居者生活介護	介護保険の指定を受けた有料老人ホーム等が、入居している要介護者に対して入浴・排せつ・食事等の介助、その他必要な日常生活上の支援を行います。
⑪ 福祉用具貸与	要介護者の介護に資する用具を貸与します。
⑫ 特定福祉用具販売	福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排せつにかかる用具の購入費の一部を支給します。
⑬ 住宅改修	在宅の要介護者が住み慣れた自宅で生活が続けられるために、必要となる住宅の改修費の一部を支給します。
⑭ 居宅介護支援	介護を必要とされる方が、自宅で適切にサービスを利用できるように、ケアマネジャーが心身の状況や生活環境、本人・家族の希望等にそってケアプランの作成や、介護サービス提供事業所との連絡・調整などを行います。

① 居宅介護サービス事業量の見込み

これまでの実績を踏まえて算出した居宅介護サービス事業量の見込みは次の通りです。

		実績値			見込量			
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
訪問介護	回/年	11,981	14,691	16,693	16,493	17,417	18,290	19,381
	人/年	636	653	660	684	708	732	756
訪問入浴介護	回/年	1,066	1,021	1,128	1,158	1,218	1,258	1,385
	人/年	195	171	192	204	204	216	228
訪問看護	回/年	4,107	4,230	4,361	4,397	4,554	4,745	5,077
	人/年	667	643	648	660	672	684	732
訪問リハビリテーション	回/年	2,191	2,230	2,167	2,177	2,222	2,449	2,633
	人/年	139	160	168	168	168	180	192
居宅療養管理指導	人/年	655	683	720	732	756	780	852
通所介護	回/年	14,265	13,933	12,576	12,180	12,500	12,884	13,637
	人/年	1,585	1,536	1,491	1,392	1,428	1,476	1,560
通所リハビリテーション	回/年	2,369	2,308	2,325	2,261	2,334	2,408	2,534
	人/年	328	299	279	288	300	312	324
短期入所生活介護	日/年	5,568	5,449	4,345	4,732	4,811	5,042	5,748
	人/年	594	501	444	468	468	480	552
短期入所療養介護（老健）	日/年	216	121	117	121	156	158	158
	人/年	41	25	24	24	24	24	24
短期入所療養介護（病院等）	日/年	0	0	0	0	0	0	0
	人/年	0	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護（医療院）	日/年	0	0	0	0	0	0	0
	人/年	0	0	0	0	0	0	0
特定施設入居者生活介護	人/年	304	328	324	348	360	360	372
福祉用具貸与	人/年	2,404	2,482	2,628	2,652	2,736	2,856	3,060
特定福祉用具購入	人/年	41	37	36	48	48	48	48
住宅改修	人/年	42	18	12	24	24	24	24
居宅介護支援	人/年	3,388	3,354	3,348	3,372	3,468	3,612	3,864

(2) 介護予防サービス

要支援認定者（要支援１・要支援２）が利用できるサービスです。自立した生活をより一層充実させるために、要支援認定者の状態に合ったメニューを展開するものです。次の12種類があります。

サービス名	サービス内容
① 介護予防訪問入浴介護	自宅の浴槽での入浴が困難な方に対して、浴槽を積んだ入浴車が要支援者の居宅を訪問し、看護職員や介護職員が入浴の介助を行います。
② 介護予防訪問看護	医師の指示に基づき、看護師等が要支援者の居宅を訪問し、健康チェック、療養上の世話または必要な診療の補助を行います。
③ 介護予防訪問リハビリテーション	医師の指示に基づき理学療法士や作業療法士等が要支援者の居宅を訪問し、要支援者の心身機能の維持回復および日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。
④ 介護予防居宅療養管理指導	在宅で療養していて通院が困難な要支援者へ、医師、歯科医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等が居宅を訪問し療養上の管理や指導、助言等を行います。
⑤ 介護予防通所リハビリテーション	介護老人保健施設や診療所、病院等の医療機関において、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。
⑥ 介護予防短期入所生活介護	特別養護老人ホームなどの福祉施設に短期間入所して、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や機能訓練などを行います。
⑦ 介護予防短期入所療養介護	介護老人保健施設や医療施設に短期間入所し、医師や看護師、理学療法士等による医療や機能訓練、日常生活上の支援などを行います。
⑧ 介護予防特定施設入居者生活介護	介護保険の指定を受けた有料老人ホーム等が、入居している要支援者に対して入浴・排せつ・食事等の介助、その他必要な日常生活上の支援を行います。
⑨ 介護予防福祉用具貸与	要支援者の介護予防に資する用具を貸与します。
⑩ 特定介護予防福祉用具販売	福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排せつにかかる用具の購入費の一部を支給します。
⑪ 介護予防住宅改修	在宅の要支援者が、住み慣れた自宅で生活が続けられるために必要となる住宅の改修費の一部を支給します。
⑫ 介護予防支援	要支援１または２と判定された方が、介護予防サービスを適切に利用できるよう、介護予防プランの作成や、サービス提供事業所との連絡・調整などを行います。

① 介護予防サービス事業量の見込み

これまでの実績を踏まえて算出した介護予防サービス事業量の見込みは次の通りです。

		実績値			見込量			
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
介護予防 訪問入浴介護	回/年	11	12	12	12	13	14	14
	人/年	4	3	12	12	12	12	12
介護予防 訪問看護	回/年	377	370	321	311	376	385	270
	人/年	96	91	91	84	96	96	72
介護予防訪問 リハビリテー ション	回/年	384	147	163	178	181	372	372
	人/年	19	16	14	12	12	24	24
介護予防居宅 療養管理指導	人/年	16	27	24	24	36	36	24
介護予防通所 リハビリテー ション	人/年	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期 入所生活介護	日/年	85	125	125	125	130	134	134
	人/年	24	23	24	24	24	24	24
介護予防短期 入所療養介護 (老健)	日/年	0	0	0	0	0	0	0
	人/年	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期 入所療養介護 (病院等)	日/年	0	0	0	0	0	0	0
	人/年	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期 入所療養介護 (医療院)	日/年	0	0	0	0	0	0	0
	人/年	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉 用具貸与	人/年	623	558	564	600	612	636	684
特定介護予防 福祉用具販売	人/年	15	10	12	12	12	12	12
介護予防住宅 改修	人/年	21	9	12	12	12	12	12
介護予防特定 施設入居者生 活介護	人/年	33	20	12	12	12	12	12
介護予防支援	人/年	664	595	648	624	636	648	672

(3) 施設介護サービス

要介護認定者（要介護１～要介護５）が、施設に入所して介護を受けるサービスです。次の４種類があります。

サービス名	サービス内容
① 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常に介護が必要であり自宅で生活することが困難な寝たきりや認知症の方に対して、入浴、排せつ、食事などの介護や機能訓練、健康管理上の援助を行います。 ※介護老人福祉施設の利用は、原則要介護３以上の方に限られます。
② 介護老人保健施設 (老人保健施設)	病状が安定し、リハビリや看護・介護を必要としている方に対して、自立した生活を営めるよう機能訓練や日常生活の支援などを行います。
③ 介護医療院	介護医療院は、地域包括ケアシステムの５要素（医療、介護、生活支援、予防、住まい）のうち、介護療養型医療施設が持つ「医療」「介護」「生活支援」に加え「住まい」の機能を持った長期療養を目的とした施設です。
④ 介護療養型医療施設	病状は安定していても自宅での療養生活は難しいという方が入所して、必要な医療サービス、日常生活における介護、リハビリテーションなどが受けられます。 ※令和５年度末までに介護医療院等に転換されます。

① 施設介護サービス事業量の見込み

これまでの実績を踏まえて算出した施設介護サービス事業量の見込みは次の通りです。

		実績値			見込量			
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	人/年	1,009	994	936	996	996	996	996
介護老人保健施設 (老人保健施設)	人/年	446	422	504	504	504	504	504
介護医療院	人/年	4	28	24	84	84	84	84
介護療養型医療施設	人/年	62	62	36	0	0	0	

② 施設介護サービスの整備計画

今期の施設介護サービスの整備計画は次の通りです。入所待機者数、利用者状況及び県西圏域における整備状況を総合的に勘案し、新設・増設計画はありません。

種 別	項 目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
介護老人福祉施設 (通称：特別養護老人ホーム)	定員	117	117	117
	整備数	—	—	—
介護老人保健施設 (通称：老人保健施設)	定員	35	35	35
	整備数	—	—	—
介護医療院	定員	0	0	0
	整備数	—	—	—
介護療養型医療施設	定員	0	0	0
	整備数	—	—	—

※各施設の定員は、かながわ高齢者保健福祉計画の県西圏域における本町の整備床数です。

※介護医療院は、慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れや看取り・ターミナル等の機能と生活施設としての機能を兼ねたサービスです。現在、町内に施設はありません。第8期期間中の整備計画はありませんが介護療養型医療施設等からの転換には対応します。

※介護療養型医療施設は、平成29年度末までの廃止期限が令和5年度末まで延長となり、他施設等への転換が進められます。町内に施設はありません。

③ その他の施設

今期の有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置見込数は次の通りです。

現在、町内に有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅はありませんが、県と連携し、新規開設する事業者の情報把握に努めるとともに、都市計画との整合性や本町における高齢者住宅の需要と介護サービス量のバランスを勘案し、必要に応じて検討します。

なお、未届有料老人ホームについては住宅部局と密接に連携し、運営の適正化及び入居者保護の観点から、県に対する届出を指導していきます。

種 別	項 目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
住宅型有料老人ホーム	戸数	0	0	0
サービス付き高齢者向け住宅	戸数	0	0	0

※住宅型有料老人ホームの戸数は、未届有料老人ホームを除く

(4) 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス

高齢者の要介護度が重くなっても、遠方の施設に入所するのではなく、できる限り住み慣れた地域や自宅での生活が継続できるように、保険者が事業者を指定できるサービスです。原則、山北町民のみが利用できます。

地域密着型サービスは要介護認定者が、地域密着型介護予防サービスは要支援認定者が利用できるサービスです。地域密着型サービスは次の9種類、地域密着型介護予防サービスは3種類あります。

サービス名	サービス内容	要介護認定者の利用	要支援認定者の利用
① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	定期的巡回や、通報を受けた場合に、訪問介護を提供します。	○	
② 夜間対応型訪問介護	夜間の定期的巡回や、夜間に通報を受けた場合に、訪問介護を提供します。	○	
③ (介護予防)認知症対応型通所介護	認知症の方に対応したメニューで提供する通所介護です。	○	○
④ (介護予防)小規模多機能型居宅介護	25名程度が登録し、様態に応じて通い(デイサービス)、訪問、泊まり(ショートステイ)を組み合わせる1つの事業所で提供します。利用するには登録が必要です。	○	○
⑤ (介護予防)認知症対応型共同生活介護 (通称:認知症高齢者グループホーム)	認知症の方が居住するグループホーム(1ユニット9人)です。	○	要支援2のみ○
⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護	29人以下が入所できる小規模の介護専用型特定施設(有料老人ホーム等)です。	○	
⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	29人以下が入所できる小規模の特別養護老人ホームです。	○	
⑧ 看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ提供します。	○	
⑨ 地域密着型通所介護	通所介護のうち定員18人以下の小規模な事業所が提供するデイサービスです。	○	

① 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービスの見込み

これまでの実績を踏まえて算出した、地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス事業量の見込みは次の通りです。

		実績値			見込量			
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/年	0	7	12	12	12	12	12
夜間対応型訪問介護	人/年	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	回/年	4,261	4,272	5,774	5,964	6,216	6,612	7,009
	人/年	583	619	660	684	696	720	768
認知症対応型通所介護	回/年	127	225	232	228	228	228	228
	人/年	22	24	12	12	12	12	12
介護予防認知症対応型通所介護	回/年	0	0	0	0	0	0	0
	人/年	0	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	人/年	220	231	260	264	276	288	312
介護予防小規模多機能型居宅介護	人/年	31	21	12	12	12	12	12
認知症対応型共同生活介護	人/年	468	461	468	492	504	516	528
介護予防認知症対応型共同生活介護	人/年	0	1	0	0	0	0	0
地域密着型特定施設入居者生活介護	人/年	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人/年	15	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	人/年	0	0	0	0	0	0	0

② 地域密着型居住系サービスの整備計画

今期の地域密着型居住系サービスの整備計画は次の通りです。入所待機者数、利用者状況を総合的に勘案し、新設・増設計画はありません。

種 別	項 目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
認知症対応型共同生活介護 (通称：認知症高齢者グループホーム)	定員	45	45	45
	整備数	—	—	—
地域密着型特定施設入居者生活介護（通称：有料老人ホーム等）	定員	—	—	—
	整備数	—	—	—
地域密着型介護老人福祉施設	定員	—	—	—
	整備数	—	—	—

※認知症対応型共同生活介護は、介護予防認知症対応型共同生活介護と合わせた整備計画数です。

2 総合事業による介護予防の推進

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業は、市町村が中心となり、地域の実情に応じて既存のサービスに加えてNPOやボランティア団体・住民等の多様な主体が参画したサービスが充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを促進し、要支援者等に対する効果的な支援等を可能にすることを目的としています。要支援認定を受けた方および基本チェックリストで事業対象者と判断された方が対象となります。

介護予防や日常生活支援を一層促進していくために、介護予防・日常生活支援総合事業等の充実に取り組み、住民主体の通いの場づくりや地域の支え合いの体制づくり、人材育成を進めていきます。

なお、制度改正に伴う総合事業の弾力化については、事業対象者と要支援認定者のサービスの継続性を確保することを踏まえつつ、対象者の要件及びサービス単価の設定について、本町の介護サービスの量的・質的なバランスを勘案し、適切に対応していきます。

① 訪問型サービス

要支援者などに対し、掃除、洗濯などの日常生活上の支援を提供するサービスで、地域の実情に応じたサービス内容や提供体制の整備に努めます。

◆実施状況及び課題	
既存の訪問介護事業所により、従来の介護予防訪問介護に相当するサービス（現行相当サービス）を実施しています。 現在、町内に訪問介護事業所が無いため近隣市町の事業所を利用している状況です。本町を含めた足柄上地区におけるホームヘルパーの不足が課題です。	
◆今後の方向性	
現行相当サービスを補うため、緩和した基準によるサービス（訪問型サービスA）の提供体制の整備を検討します。	

事業	実績値			目標値		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
訪問型サービス 利用回数（回）	1,063	1,151	1,267	1,250	1,255	1,260

② 通所型サービス

要支援者などに対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供するサービスで、地域の実情に応じたサービス内容や提供体制の整備に努めます。

◆実施状況及び課題
既存の通所介護事業所により、従来の介護予防通所介護に相当するサービス（現行相当サービス）を実施しています。
◆今後の方向性
引き続き、現行相当サービスを実施していきます。

事業	実績値			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
通所型サービス 利用回数（回）	4,673	5,015	4,545	4,530	4,535	4,540

③ 生活支援・介護予防サービスの基盤整備

高齢者単身世帯・高齢者夫婦のみ世帯など支援を必要とする高齢者の増加に伴い、見守り・安否確認、外出支援、家事援助など生活支援の必要性が高まっています。

元気な高齢者の社会参加をはじめ、社会参加意欲の強い住民が生活支援の担い手として活躍することも期待されます。そのため、地域のニーズや社会資源を把握した上で、住民が担い手として参加する住民主体の活動やNPO、ボランティア、シルバー人材センター、地縁組織などの多様な主体による多様なサービスが提供していけるよう「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置や「協議体」の設置により、地域の実情に即した体制の整備を図ると共に、住民への事業の周知・啓発を行い地域の支え合い体制づくりの推進を図ります。

ア) 生活支援サービスの体制整備

◆実施状況及び課題
多様な主体による生活支援の提供体制の充実を図るため、生活支援コーディネーターを1名配置し、平成29年度からボランティア・NPO等を中心メンバーとした協議体を開催し、社会資源の把握や関係機関のネットワーク化を図り、生活支援サービスの開発を検討しています。
◆今後の方向性
生活支援コーディネーターを中心に協議体の機能強化・活性化を図ります。 また、関係者間の情報共有、連携の体制づくり等のためのネットワーク構築を進め、個人や団体による地域資源と支援を必要とする高齢者のニーズのマッチングを引き続き行っていきます。

事業	実績値			目標値		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
生活支援コーディネーター の設置（人）	1	1	1	1	1	1
協議体の設置 （箇所数）	1	1	1	1	1	1

④ 介護予防ケアマネジメントの実施

要支援１・２の認定者が要介護状態になることのないよう、その心身の状況や環境に応じて、介護予防事業やその他の事業、介護保険サービス等が効果的かつ効率的に提供されるよう、要支援者のケアプランを作成し、ケアマネジメントを実施しています。

ア) 介護予防ケアマネジメント

◆実施状況及び課題
総合事業の対象者に係るケアプランを作成しています。
◆今後の方向性
地域包括支援センターによる適正なプラン作成を継続します。

イ) 介護予防支援

◆実施状況及び課題
総合事業以外の予防給付サービス利用者に係るケアプランを作成しています。
◆今後の方向性
地域包括支援センターによる適正なプラン作成を継続します。

事業	実績値			目標値		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
介護予防ケアマネジメント プラン 作成件数（件）	620	790	796	795	797	800
介護予防支援ケアプラン 作成件数（件）	664	595	648	624	636	648

※介護予防支援のケアプラン件数は、32頁の介護予防サービス事業費の介護予防支援の件数と同様となります。

⑤ その他の生活支援サービス

住み慣れた地域の中で、高齢者が安心して自立した生活を送ることができるよう、生活支援サービスを展開していきます。

おおむね65歳以上の高齢者で、一般の交通機関を利用することが困難な方等を対象に、リフト付の移送用車両「お出かけ号」を使用して、利用者の居宅と医療機関等との間を送迎する外出支援サービスや、山間部にお住まいの70歳以上の世帯に対して、通院や買い物等の日常的な移動支援として、平成27年度から福祉タクシー運行事業を実施しています。

ア) 外出支援サービス（お出かけ号）事業

◆実施状況及び課題
社会福祉協議会に委託し、障がい者など公共交通機関の利用が難しい方の移動手段（通院や買い物等）として実施しています。運転手の安定的な確保が課題です。
◆今後の方向性
引き続き社会福祉協議会に委託して実施します。後期高齢者の増加が予想されており、利用回数は伸びていくものと推測されます。

イ) 高齢者福祉タクシー助成事業

◆実施状況及び課題
山間部居住70歳以上高齢者世帯にタクシー助成券を配付しています。平成31年度より対象地区の拡大（共和、平山瀬戸地区）及び三保地区の増額を実施、令和2年度からは路線バス運賃にも利用可能とし、利便性の向上を図りました。
◆今後の方向性
利便性の向上を図るべく、令和3年度から、富士急湘南バスが発行する「シルバー定期券」※の購入においても利用できるよう検討します。 ※富士急湘南バスの路線バスが乗り降り自由な定期券（1, 3, 6か月）

事業	実績値			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
外出支援サービス 利用回数（回）	361	370	394	420	440	460
外出支援サービス 登録者数（人）	113	95	100	105	110	120
福祉タクシー 利用回数（回）	386	512	530	550	570	590
福祉タクシー 登録者数（世帯）	157	169	175	190	210	230

(2) 一般介護予防事業

地域の高齢者等が要介護状態等となることの予防または要介護状態等となった場合においても可能な限り自立した日常生活を営むことの支援を目的に、介護予防・日常生活支援総合事業の一般介護予防事業を実施していきます。

平成30年度に新設された保険者機能強化推進交付金等を活用し、県と連携しながら、保険者機能強化推進交付金等における評価結果に基づき、PDCAサイクルに基づく各事業の評価・検証により各種事業内容の見直しや改善を行い、高齢者の自立支援及び重度化防止に向けた取り組みを推進します。

なお、各種事業の実施にあたっては、高齢者の状態や介護保険サービスの利用状況等に関する関連データを活用し、効果的な事業の推進につなげます。データ活用においては、個人情報の取扱いに十分配慮した環境整備に取り組みます。

① 介護予防教室（町主体）

◆実施状況及び課題
前期期間（5月～8月）と後期期間（11月～2月）に開催（さくら塾、ふれあい塾、いきいき塾は毎週、やまどり塾は月2回）しています。午前中は認知症アクティビティ、午後は転倒骨折予防教室を実施しています。看護師が主体となり、介護補助員、ボランティアの支援により運営していますが、長期的に活動を継続して貰える壮年期層のボランティアが少なく、事業運営が難しくなりつつあります。 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、午前だけの半日体制（転倒骨折予防教室）で実施しています。
◆今後の方向性
新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を実施し、安全な開催体制を構築していきます。また、長期間活動できる壮年期層のボランティアの増加のための取組みや、他のボランティア団体との連携・協力体制を検討し、中長期的な視点での安定的な事業運営のための取組みに努めていきます。

② 介護予防教室（ボランティア主体）

◆実施状況及び課題
町主体の介護予防教室の空白期間に開催（さくらんぼクラブ、ほほえみクラブ、縁側でぽかぽかタイムは毎週、やまどり塾は月2回）しています。看護師、介護補助員、ボランティアで運営していますが、長期的に活動を継続して貰える壮年期層のボランティアが少なく、事業運営が難しくなりつつあります。
◆今後の方向性
新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を実施し、安全な開催体制を構築していきます。また、長期間活動できる壮年期層のボランティアの増加のための取組みや、他のボランティア団体との連携・協力体制を検討し、中長期的な視点での安定的な事業運営のための取組みに努めていきます。

③ 介護予防教室（ブナの木塾）

◆実施状況及び課題
町主体、ボランティア主体の介護予防教室の参加者は年齢層が高いため、ブナの木塾では主に前期高齢者を対象にやや運動強度を高めた体操を11月～2月の期間に実施しています。
◆今後の方向性
利用者からの要請に基づき、開催回数の増加を検討していきます。

事業	実績値			目標値		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
介護予防教室（町主体） 開催回数（回）	97	98	57	100	98	100
介護予防教室（町主体） 延参加者数（人）	2,668	2,277	344	700	800	900
介護予防教室（ボランティア主体） 開催回数（回）	66	53	未実施	62	64	60
介護予防教室（ボランティア主体） 延参加者数（人）	2,050	1,219	未実施	434	520	540
介護予防教室（ブナの木塾） 開催回数（回）	14	14	10	14	14	14
介護予防教室（ブナの木塾） 延参加者数	125	196	113	210	210	210

※令和2年度の介護予防教室は、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえて一部期間中止しています。

3 健康で生きがいのある生活の支援

(1) 生涯学習

高齢者が生涯にわたって、個性を発揮し、心豊かに健康で充実した生活を送るために、趣味、教養にとどまらず、社会の変化に対応した新たな知識・技術が得られるような学習の機会の提供に努めます。

① 老人クラブ

高齢者が自主的に組織・活動している老人クラブは、高齢者同士の交流や健康づくり、文化活動を行う場として、高齢者の生きがいづくりに貢献しています。社会福祉協議会が中心となり活動の事務的支援を行っています。現在、高齢者人口はピークを迎え横ばいとなっていますが、会員・クラブ数が減少しており、その要因を社会福祉協議会とともに把握し、より魅力的で活発な活動が続けられるよう、特に公共の場を利用するクラブには活動の場の整備を進める等の支援を行っていきます。本町では、引き続き、連合会及び単位クラブに助成金を支給します。

ア) 老人クラブ助成事業

◆実施状況及び課題	
老人クラブへの助成（連合会、単位クラブ）を実施します。会員数の減少が課題です。	
◆今後の方向性	
助成について維持していきます。	

事業	実績値			目標値		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
老人クラブ会員数 (人)	378	358	329	330	330	330
老人クラブ数 (クラブ数)	16	16	14	14	14	14

② 生涯学習活動

「山北町生涯学習推進プラン」との関連性を持たせながらサービスを展開していきます。高齢者の知識や経験が生かされる機会づくりや世代間交流による若い世代への知識や技術の伝承を図り高齢者の社会参加の促進を目指します。また、やまぶき学級の開催内容等を検討し、引き続き実施していきます。

やまぶき学級は、高齢者を対象とした生涯学習の提供の場で、町及び町教育委員会、社会福祉協議会の共催により社会福祉協議会への委託事業として、年1コース5日程度で開催されます。学習内容は、歴史・文化・健康等に対応した内容となっていますが、さらにタイムリーな話題を加えるなど高齢者の学習ニーズに幅広く対応していきます。

ア) やまぶき学級

◆実施状況及び課題
1回あたり90分の講義形式を5回程度で11月頃に開催しています。講義内容には高齢者等が関心を寄せる話題を取り入れるようにしています。参加人数が減少しているため、ひとりでも多くの方が興味・関心を持ち参加していただけるような内容等の検討の必要があります。
◆今後の方向性
健康面や高齢者を狙った詐欺など、興味・関心の高い内容での開催を検討します。

事業	実績値			目標値		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
やまぶき学級 延べ参加人数（人）	250	230	250	250	250	250
やまぶき学級 開催日数（日）	6	5	5	5	5	5

（2）地域とのつながり

ボランティア活動や同世代のみならず世代間の交流を促進し、高齢者が地域の担い手となり、自らの経験と知識を活かし、地域コミュニティの活性化や活力あふれる社会の創出に努められるよう、機会・体制の充実を図ります。

① 教室・行事への参加、企画・運営への参加

世代間にまたがった教室や行事を開催し、高齢者が参加することで、地域とのつながりを構築することを目指します。また、高齢者自らも地域社会の一員として社会貢献が可能であることを認識し、さらなる積極的な参加を促していきます。

② 生涯スポーツ活動

町民の健康づくりへの意識の高揚と、世代間交流、地域交流事業として、スポーツ大会（やまきた健康スポーツ大会）の開催や、子どもから高齢者まで楽しめるパークゴルフ場が整備されています。手軽に楽しめるスポーツを通じた健康づくりにより、多くの高齢者、子どもを含めた住民の参加を図り、世代間交流・地域間交流を推進するとともに、介護予防の一端として日常の健康づくりへの動機づけとなるよう推進します。

ア) やまきた健康スポーツ大会

◆実施状況及び課題
健康・体力づくりや地域・世代間交流を目的に実施しています。介護予防を目的として参加される方は少ない。
◆今後の方向性
参加しやすい内容（新種目）の考案や、継続の検討をする必要があります。

イ) パークゴルフ場の運営

◆実施状況及び課題
手軽に楽しく、健康増進や交流の場としてパークゴルフ場を運営しています。リピーターも多くなっている状況にあります。
◆今後の方向性
リピーターの定着と新規利用者の開拓を図っていきます。

事業	実績値			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
やまきた健康スポーツ大会 参加者数（人）	1,300	1,250	未実施	1,500	1,500	1,500
パークゴルフ場 利用者数（人）	30,295	28,730 （コロナにより）	26,500 （コロナにより）	30,000	31,000	32,000

※新型コロナウイルス感染拡大防止の影響により、令和2年度やまきた健康スポーツ大会は中止です。

※新型コロナウイルス感染の影響により、令和元年度及び令和2年度のパークゴルフ場の利用者が減少しています。

③ ボランティア活動の場の提供

元気な高齢者自身が、ボランティアとして社会に貢献するための場の提供を進めます。既存のボランティア活動の情報提供や、高齢者でも無理なく行える新規のボランティア活動を開始する際に社会福祉協議会等と連携しながら支援を行います。また、山北町ボランティア連絡協議会とも連携をとり、高齢者の参加の促進やボランティア養成講座の開講等の支援も行っています。

また、いわゆる「団塊の世代」（昭和22年から26年頃生まれ）の方々が65歳に到達したことを踏まえ、社会的な貢献としてボランティア活動の動機づけとなるよう、「介護ボランティアポイント制度」を実施しています。

ア) 介護ボランティアポイント制度

◆実施状況及び課題
介護施設・介護予防教室・要介護認定者宅でのボランティア活動に対しポイントを付与し、ポイント数に応じ町商品券と交換しています。登録者は微増傾向ですが、長期間活動できる壮年期層の登録者が少なく、長期的な事業運営が難しくなることが予測されます。
◆今後の方向性
学生等の若年層の登録者がほぼないことから、若年層への普及啓発方法を見直しつつ、中長期的に活動できる壮年期層に対する参加促進を重点的に実施していきます。また、国県の動向や事業要件を踏まえながら活動内容や対象範囲を検討していきます。

イ) 災害救援ボランティア養成講座

◆実施状況及び課題
グループの組織化を目標とし、組織の運営や勉強会などの支援を行います。

事業	実績値			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ボランティア団体数 (箇所)	7	6	6	6	6	6
ボランティア登録人数 (人)	93	78	80	80	85	90
介護ボランティアポイント 制度 登録者数 (人)	76	79	77	83	86	89

(3) 健康づくり

将来寝たきりや認知症にならないよう、また、いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けていくために、特定健康診査等を通して、生活習慣病等の危険因子についての情報を把握し、保健師による集団・個別保健指導を実施します。

身近な場所での高齢者の居場所や生きがいづくりの場を活かし、できる限り介護を必要としない生活を送れるよう地域ぐるみの健康づくり活動を推進していきます。また、地域包括支援センターと連携をとりながら、効果的な健康維持のための施策を展開し、健康寿命を延ばします。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施については、高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、データ分析、アウトリーチ支援、通いの場への参画、支援メニューの改善等後期高齢者の保健事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施します。

(4) 就労場所の確保

健康で働く意欲を持っている高齢者が、その経験や能力を生かして地域社会への参加を実現し、生きがいを見出すことを目標とした就労機会を確保するため、平成5年に「高齢者生きがい事業団」が設立され、地域での就労場所の提供機関として、認知されています。いわゆる「団塊の世代」（昭和22年から26年生まれ）の方々が65歳に到達したことを踏まえ、これらの方々の経験や能力を活かすべく、今後も作業依頼の確保や高齢化した会員への就労機会の提供等に対する支援を行います。

高齢者の就労機会が広がるよう、高齢者の就労の拠点となっているシルバー人材センターと連携しながら、その周知と利用機会の向上を図ります。

① シルバー人材センター助成事業

◆実施状況及び課題
シルバー人材センターへの助成を実施しています。
◆今後の方向性
高齢者の生きがいや活躍の場の提供として今後も実施していきます。

事業	実績値			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
シルバー人材センター会員数(人)	133	139	140	140	140	140

4 包括的支援体制づくりの推進

(1) 地域包括支援センターの機能強化

高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように、地域包括ケアシステムの構築に向け、地域包括支援センターの機能強化に努めます。

高齢者虐待に対する相談体制強化のために、関係機関と連携した虐待防止の取り組みや権利擁護事業の充実、成年後見制度の利用促進や町民に対する制度の啓発を図ることで、高齢者の尊厳が守られ、安心して生活できる地域づくりに取り組みます。

① 地域包括支援センターの運営

自立のための身体的・精神的・社会的機能の維持向上を目標とし、主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士といった専門職が協働しながら運営にあたります。また、地域包括支援センターが中心となって開催する地域ケア会議のさらなる充実が求められており、平成26年度からは近隣の居宅介護支援事業所や、民生委員、その他関係者を集めた地域ケア会議を開催しています。

◆実施状況及び課題

町全体を一つの日常生活圏域と捉え、町内1か所に設置済みです（社会福祉協議会委託）。介護保険法で定められた3職種（保健師・主任ケアマネジャー・社会福祉士）及び非常勤職員2名の計5名体制で、緊急時等の24時間365日連絡が確保できる体制を整え、包括的支援事業を実施しています。

◆今後の方向性

設置数・職員数ともに現状維持とします。ただし、高齢者の増加に伴う、相談件数・困難事例への対応の増加や休日・夜間の対応状況等を総合的に判断し、その役割を十分に果たせるよう、業務体制の強化について適宜、検討していきます。

② 総合相談・支援事業

地域の高齢者に対し、介護保険サービスにとどまらない様々な形での支援を可能とするため、地域における様々な関係者とのネットワーク構築、ネットワークを通じた高齢者の心身の状況や家庭環境についての実態把握、サービスに関する情報提供等の初期相談対応や継続的・専門的な相談支援の観点から対応が必要な方への支援を行います。（支援方針に基づく様々なサービス等の利用へのつなぎ）

◆実施状況及び課題
本人・家族・民生委員・地域住民・医療機関・介護事業所等からの相談に対応している。近年、重層的な困難ケース（障害、生活困窮等の複合的ケース）が増加しており、専門性と中長期的な支援を要するケースなため、限られた人員での対応が課題です。
◆今後の方向性
原則、現状維持とし、適宜検討していきます。

事業	実績値			目標値		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
総合相談・支援事業 相談延件数（件）	2,774	2,816	3,300	3,000	3,000	3,000

③ 権利擁護事業

総合相談・支援事業の中で、特に権利擁護の観点からの対応が必要と判断された方に対して、虐待防止に関する事業、成年後見制度の活用、消費者被害の防止等、諸制度活用のための支援を行います。

◆実施状況及び課題
虐待・消費者被害・成年後見等の高齢者の権利擁護に関する相談に対応しています。
◆今後の方向性
原則、現状維持とし、適宜検討していきます。

事業	実績値			目標値		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
権利擁護事業 相談延件数（件）	71	42	100	70	70	70

④ 地域ケア会議の推進

民生委員や自治会等の地域の支援者・団体や医療・介護・福祉等の多職種を交え、「個別課題の解決」「地域包括支援ネットワークの構築」「地域課題の発見」「地域づくり、資源開発」「政策形成のための提言」の5つの機能を有する地域ケア会議を開催することにより、高齢者に対する支援の充実と、それを取り巻く社会基盤の整備を図ります。

◆実施状況及び課題
個別ケースの検討・地域課題の抽出を目的としたケース会議と、課題検討を目的とした行政ケア会議、さらに町内居宅介護支援事業所との連携を目的としたケアマネ連絡会を定期的に開催しています。
◆今後の方向性
各ケア会議の機能分化・機能強化を促進し、地域課題の抽出から地域課題の検討、政策提言に繋げるため、ケア会議全体の発信力と機能強化を図ります。 リハビリテーション職等による自立支援に向けた取組みの強化を図るため、ケース会議において、要支援者や事業対象者等が自立に向けた取り組みができるよう、リハビリテーション職等や医療職の専門職の参画により、地域包括支援センター、ケアマネジャーで自立支援に向けた考え方の共有をすすめ、連携を強化していきます。 特に、介護予防への取り組みが必要と考えられる方については、対象者のアセスメントの評価についてリハビリテーション職等が関与し、機能の維持向上を目指します。

事業	実績値			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域ケア会議の開催（ケース会議＋ケアマネ連絡会）（回）	11	11	11	11	11	11

(2) 在宅医療・介護連携の推進

要介護状態であってもできる限り自宅での生活が続けられるように、地域における医療・介護の関係機関が連携し、包括的かつ継続的な在宅医療・介護が提供される体制を構築するため、平成29年4月から足柄上地区1市5町共同で、県立足柄上病院内に「足柄上地区在宅医療・介護連携支援センター」を設置し、その運営を足柄上医師会に委託しています。

センターにおいて、適切な医療・介護サービスを提供するための体制づくりに向け、顔の見える関係づくりや医療・介護との連携に向けたネットワークづくりを推進し、地域包括支援センターおよび「足柄上地区在宅医療・介護連携支援センター」と連携し、地域における適切な医療と介護サービスの提供体制の確保を図るための取り組みを進めます。

① 在宅医療・介護連携支援センターの運営

主な事業	事業の内容
地域の医療・介護サービス資源の把握	地域の医療機関、介護事業所等を把握し、リスト・マップを作成し、医療・介護関係者や住民に広く公開しています。
在宅医療・介護連携の課題抽出と対応策の検討	足柄上地区1市5町の地域ケア会議、ケアマネジャー連絡会等へ参加し、地域課題を把握します。また、足柄上地域在宅医療等連携推進協議会とともに様々な課題についての対応策を検討します。
切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進	地域医療・介護関係者の協力を得ながら、切れ目なく在宅医療と介護が一体的に提供される体制の構築に向けて必要となる具体的な取り組みについて検討します。
医療・介護関係者の情報共有の支援	地域の医療・介護関係者の情報共有に向けて必要となる具体的な取り組みについて検討します。
在宅医療・介護連携に関する相談支援	地域包括支援センター、訪問看護ステーション及び居宅介護支援事業所等と連携し、在宅医療・介護連携に関する相談を受けます。
医療・介護関係者の研修	多職種でのグループワーク等の研修や事例検討等を実施し、顔の見える関係づくりを目指し、相互理解と資質の向上、人材育成を行います。
地域住民への啓発	地域住民向けの講演会の開催やパンフレットの作成・配布によって在宅医療・介護連携の理解・促進を図ります。
足柄上地区1市5町の連携	足柄上地区1市5町介護保険担当部局の会議の場において、情報交換、広域的な検討課題を協議していきます。
看取りや認知症を踏まえた在宅医療介護連携の推進	入退院支援、日常の療養支援、急変時の対応等、看取り、認知症の方々への対応を踏まえて、地域における在宅医療介護の連携を強化します。

事業	実績値			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
在宅医療・介護連携支援センターの設置（箇所）	1	1	1	1	1	1

(3) 認知症施策の推進

今後、認知症の人がさらに増えることが予想される中で、認知症高齢者や若年性認知症※の方が、地域で安心して生活を送ることができるよう、認知症の早期診断・早期対応に向けた体制を強化するとともに、医療や介護、その他の地域資源の連携の強化を図ります。

また、認知症を正しく理解し、地域で認知症の人を支援する体制を整備するため、認知症サポーターや認知症キャラバン・メイトを養成し、活躍の場を広げる仕組みづくりを行います。なお、認知症サポーターが正しい理解を得たことを契機に自主的に行ってきた活動をさらに一歩前進させ、地域で暮らす認知症の人や家族の困りごとの支援ニーズと認知症サポーターを結びつけるための「チームオレンジ」については、2025年の構築を目指し、国の認知症施策推進大綱等を踏まえた施策を推進します。

また、高齢者等が身近に通うことのできる通いの場等の拡充や、通いの場において、保健師、管理栄養士等の専門職による相談等を実施することで、認知症予防につなげていきます。

※若年性認知症とは「65歳未満で発症した認知症性疾患（アルツハイマー型、脳血管型、前頭側頭型、レビー小体型等）」の総称。日本認知症学会の認知症発症年齢区分では、18～39歳を「若年期認知症」、40～64歳を「初老期認知症」、65歳以上を「老年期認知症」と区分しています。

① 認知症対策

認知症や医療を含めた介護関係の専門職による適切な評価により、経過を見ながらサービスの提供を継続的に行っていくような体制づくりを進めます。また、地域包括支援センターやかかりつけ医が、関係機関や施設等と連携が図れるよう、認知症ケアパスの普及啓発やサービス提供の基礎づくりを進めます。

ア) 認知症初期集中支援事業

◆実施内容

地域包括支援センターの専門職と認知症サポート医をメンバーとする認知症初期集中支援チームにより、認知症の初期段階にある方やその家族に対し、相談や支援を行っています。

認知症は、早期発見・適切な対応を図ることで進行を遅らせることが可能となるケースがありますが、初期段階にある方の場合、日常生活で大きな支障がないため、本人や家族も相談まで至らないといったケースが多々あります。対象者の把握や本人・家族・地域の理解を深めるため、普及啓発を促進していきます。

イ) 認知症地域支援推進員設置事業

◆実施内容

認知症の人ができる限り住み慣れた環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援を行います。

令和元年度から社会福祉協議会に委託し、専門職による認知症の普及啓発活動を実施しています。毎年9月のアルツハイマー月間に併せ、普及啓発イベントの開催、認知症ケアパスの普及と情報更新、令和元年度に開設した認知症カフェの運営・支援を継続していきます。

ウ) 認知症カフェの設置・運営

◆実施内容

認知症の人とその家族、地域住民、専門職の誰もが気軽に参加し、集える場所としての認知症オレンジカフェを令和元年度に町内1か所で開催しました。開設に係る運営支援を認知症地域支援推進員が担っています。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響のため中止となりましたが、認知症に携わる人や地域住民への普及啓発の要として、感染症下における開催方法を検討します。

エ) 認知症ケアパスによる普及啓発

◆実施内容

認知症と疑われる症状が発生した場合に、認知症の人やその家族が、医療や介護サービスをどのように受ければよいかをまとめた認知症ケアパスを行政・専門職の監修により平成30年度に作成し、令和元年度に町内全戸配布しました。

認知症地域支援推進員を主体として、最新情報への改定、認知症の普及啓発活動への積極的な活用を図ります。

オ) 認知症に対する偏見の排除

◆実施内容

認知症に対する偏見から、本人も家族も専門医を訪ねない人がいることも、認知症の早期発見を妨げている要因と考えられることから、認知症に関する情報提供や啓発を進めます。また、地域住民及び介護者への啓発等により、認知症に対する誤解や偏見を取り除き、あわせて認知症サポーターの養成を推進します。これらの活動を通して、地域での見守りネットワークの構築を図る等、地域での支援体制の整備も進めていきます。

カ) 認知症サポーター養成講座

◆実施内容

認知症に対する誤解や偏見を取り除き、認知症の方や家族を温かく見守り、支援するために、認知症サポーター養成講座を実施しています。平成27年度から山北中学校3年生を対象とし、令和元年度から地域住民と金融機関等の職域を対象とした養成講座を実施しています。また、老人会・自治会等から要請があれば随時実施します。認知症サポーターをひとりでも多く増やすことで、より多くの地域住民に認知症に対する正しい知識を身につけていただき、地域で認知症の人とその家族を支えていきます。

事業	実績値			目標値		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
認知症初期集中支援事業 訪問人数（人）	10	4	9	10	10	10
認知症地域支援推進員設置 事業 設置人数（人）	1	1	1	1	1	1
認知症カフェ設置数 （箇所）	0	1	1	1	1	1
認知症サポーター養成講座 （中学 3 年生向）開催回数（回）	1	1	1	1	1	1
認知症サポーター養成講座 （一般・職域向）開催回数（回）	—	2	未実施	2	2	2

※新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年度は認知症サポーター養成講座（一般・職域向け）を中止しています。

(4) 介護給付費適正化、家族支援等

介護を必要とする高齢者の主な介護者の多くが家族や親族であり、介護者が抱えている問題は、体力・精神面での疲れや、自身の健康、仕事との両立に対する不安など、多岐にわたるものと考えられます。こうした状況を踏まえ、介護者が在宅で安心して介護ができるよう、身体的・精神的・経済的な負担の軽減に向けた様々な支援を推進します。

適切な介護保険サービスを提供するための人材確保については、国、県の動向を注視しつつ、県内で開催される福祉関係就職相談会等の事業の周知、広報に努めます。

① 介護給付費適正化事業

国保連合会から提供される情報を基に、不要なサービスが提供されていないかの検証、制度趣旨や良質な事業展開のために必要な情報の提供、ケアプラン点検によるサービスの要となるケアマネジャーの資質向上など、利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに、介護給付費の適正化を図ります。また、サービス利用者側からもチェックできるよう、給付費通知を発送します。

ア) 国保連合会適正化データの確認・活用

◆実施内容

毎月、国保連合会から定期的に送付される適正化データを確認・活用することにより、給付の適正化を実施しています。
単にデータの整合性の確認のみならず、保険者としての観点を踏まえた確認・活用を検討します（サービスの偏り、同一法人集中、貸与品目における適正価格の設定）。事業所指導等への活用に結びつけるために積極的にデータを活用していきます。

イ) 介護給付費通知の実施

◆実施内容

介護サービスを利用した方に対して、年4回（四半期ごと）、利用した介護サービスと給付額と自己負担額が記載された介護給付費通知を個別に送付します。
介護給付費通知を本人・家族が確認することにより不正請求防止の一助となっています。

ウ) 住宅改修現地調査の実施

◆実施内容

住宅改修費の適正化を目的として、住宅改修後の完成写真による確認の他、本人の自立支援に即しているか申請前・完成後の現地確認を実施します。
作業療法士等専門職による同行調査や助言等により適正化を図るための取組みを検討していきます。

エ) ケアプラン点検

◆実施内容

地域包括支援センターと連携を図り、町内居宅介護支援事業所への訪問等により、ケアプラン点検を実施します。ケアマネジメントにおける基本方針に基づき、自立支援に即したケアプランとなっているかの点検を行うと共に、ケアマネジャーのスキルアップを促進します。

オ) 要介護認定の適正化

◆実施内容

要介護認定の新規・変更・更新認定に係る認定調査の内容について、職員による書面の全件点検をすることにより、認定調査の平準化と適正かつ公平な要介護認定を行い要介護認定の適正化を図ります。

事業	実績値			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
適正化データの活用 実施回数（回）	12	12	12	12	12	12
介護給付費通知 通知回数（回）	4	4	4	4	4	4
住宅改修現地調査 実施回数（回）	0	1	3	5	5	5
ケアプラン点検 実施回数（回）	0	1	未実施	1	1	1
要介護認定の適正化 点検数（点検数）	全件点検	全件点検	全件点検	全件点検	全件点検	全件点検

② 家族介護支援事業

地域における認知症高齢者の見守り体制を構築するため、認知症に関する広報・啓発活動、徘徊高齢者を早期発見できる仕組みの構築・運用、ボランティア等による見守りのための訪問等を行います。また、平成26年度から地域包括支援センターが中心となり、「山北町見守りネットワーク」の取り組みを開始しました。この見守りネットワークは、町民の生活に関わる町内の組織・団体に、気になる高齢者を見かけたら地域包括支援センターに連絡をしていただき、認知症高齢者などの早期発見につなげるもので、さらに充実を図っていきます。

ア) 認知症高齢者見守り事業（見守りネットワーク）

◆実施内容

地域包括支援センターが中心となり、民生委員、介護事業所、医療機関、金融機関、警察などの他、町内のあらゆる組織・団体に「山北町見守りネットワーク」を周知し、協力団体の拡大を図ります。

イ) 足柄上地区認知症等行方不明SOSネットワーク

◆実施内容						
足柄上地区1市5町が実施主体となり、認知症等が原因による行方不明等の事故を未然に防止するため、県や警察署、介護老人福祉施設等の協力機関との連携および地域の方々の協力を得て、早期発見するためのネットワーク事業を実施しています。 事前登録者を増やし制度が活用されるように、地域ケア会議等における関係機関への積極的な周知と町民への普及啓発を行います。						

事業	実績値			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
足柄上地区認知症等行方不明SOSネットワーク 事前登録者（人）	1	1	2	2	3	3

③ 介護者・家族へのアプローチ

介護者や家族が地域の中で安心した生活を送ることを目指し、地域全体で共に助け合い、支えあって暮らしていくための支援・サービスを展開していきます。

ア) 介護の不安や負担・不満についての相談、説明

◆実施内容
介護保険担当職員による介護保険制度の出前講座、町保健師及び地域包括支援センター専門職による介護に関する悩みや相談を受付けています。

イ) 介護経験者による手助け

◆実施内容
在宅介護の担い手である家族に対して、介護ストレスを軽減するための施策を実施しています。特に認知症の高齢者を介護する人は、問題をひとりで抱えがちな傾向があるため、介護経験者との交流等を通して、介護者の不安を軽減することを目指します。さらに介護をする場合のポイントも併せて支援しています。

ウ) 男性による介護の支援

◆実施内容
家事の経験に乏しい人が、ある日突然介護を始めるのは難しいため、特に男性を対象とした介護に関する支援をしていきます。ただし、必要以上の介入は家族と本人のつながりを弱めてしまう場合があるため配慮が必要となります。

エ) 家族による介護の促進

◆実施内容
多くの高齢者が、住み慣れた地域を離れずに自宅での介護を望んでいます。しかし、自宅での介護は家族の負担が大きく希望どおりにはいかないことも多々あります。在宅介護に必要な情報提供、助言等を行うことにより、家族の介護意欲を高め、高齢者が住み慣れた地域で暮らしていけるよう、施策を展開していきます。

④ 人材の質的・量的確保

高齢者及び要介護認定者の増加に伴うサービス需要の増加を支える介護人材の確保・定着・育成は、今後益々増加する介護サービスの需要を支えるための課題です。

増加するニーズに対応するため、介護人材の確保・育成・定着に向けて、介護事業所や県等の関係団体等との連携を図りながら各サービスを支える介護人材の定着・流出防止や質的・量的確保の支援に努めます。

介護事業所への支援として、国や県補助事業を活用した介護ロボット等の導入支援、介護現場における業務仕分けやＩＣＴの利活用を促進し、介護事業所および介護職員等の負担軽減を図るとともに、事業者への適切な指導・監督等を通じて、介護サービスの質のさらなる向上を促進します。

なお、介護報酬における地域ごとの人件費の地域格差を調整するために設けられている地域区分については、原則として、公務員の地域手当の設定に準拠して定められるものですが、介護報酬の公平性・客観性を担保する観点から、第８期計画期間においては、国の介護報酬改定に伴う級地設定の見直しに即し、隣接地域との地域格差と介護サービスの量的・質的確保を総合的に勘案し対応します。

ア) 介護職場の魅力発信

◆実施内容

子どもから高齢者までの幅広い世代に対して介護職場の魅力を発信し、介護職場のイメージアップと介護・福祉分野に対する関心を高めるための取組みを実施します。
特に、就労期の若い世代や中高生に対して介護の仕事の魅力を伝え、関心や興味を持ってもらい将来的な就労の選択肢に繋がるよう、認知症サポーター養成講座等の機会を捉えて普及啓発・情報発信を行います。

イ) 介護人材の育成

◆実施内容

介護人材確保や人材育成・定着を図るため、県や近隣自治体との連携を図り、新規人材確保支援と定着支援の両輪で進め、事業所に対し、県の各種研修事業、就労支援事業、介護人材バンクの活用や情報提供に努めます。

ウ) 業務効率化の検討

◆実施内容

介護分野における生産性向上と職場環境の改善は、人材確保・定着の観点から重要な課題です。
介護職場におけるＩＣＴ導入は、情報記録・情報共有・請求事務等に係る業務の効率化に、近年の新たな技術を活用した介護ロボットの導入は、介護従事者の身体的負担の軽減や業務効率化につながり、人材の定着や職場環境整備、サービスの質の向上が期待されます。事業所に対して、国・県の導入支援補助事業の活用を啓発し、介護現場におけるＩＣＴや介護ロボットの利用促進を図ります。

工) 文書負担軽減に向けた取組み

◆実施内容
介護事業所における介護分野の文書に係る負担軽減を図るため、国の方針や各種指針に基づき、簡素化（指定申請事務の提出書類の簡素化、実地指導等に際しての文書の簡素化や時期の取扱い）、標準化（標準様式の採用、ガイドライン・マニュアルの周知）を推進します。また、ホームページ等を活用したＩＣＴ等を推進します。

⑤ その他事業

ア) 成年後見制度利用支援事業

◆実施内容
認知症等により意思決定が困難な身寄りの居ない単身高齢者の成年後見制度の利用にかかる申立てに要する経費や成年後見人等の報酬を助成しています。また、成年後見制度の利用促進のための広報・普及啓発を行っています。

イ) 福祉用具・住宅改修支援事業

◆実施内容
福祉用具や住宅改修に関する相談・情報提供や、住宅改修理由書の作成者への助成を行っています。

ウ) 会食サービス事業

◆実施内容
閉じこもりがちな高齢者に対して会食の場を提供することにより、交流の場の提供や高齢者の外出の促進、認知症、うつ予防を目的として実施しています。

エ) 食の自立支援

◆実施内容
独居高齢者や高齢者世帯等を対象に、お弁当を定期的に配食することにより、安否確認とともに、孤独感の解消、健康状態の確認などを行っています。

オ) 介護サービス相談員派遣事業

◆実施内容
介護サービス相談員が介護施設等サービス事業所を訪問し、利用者との面接等から、利用者が施設等に対して言い出しづらい意見を聴き、事業所に伝えることでサービス向上の一助とすることを目的として実施しています。 介護サービス相談員を２名体制により、毎月１回定例日の事業所訪問を実施します。

事 業	実績値			目標値		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
成年後見制度利用支援事業 利用件数（町長申立て）（件）	1	0	0	2	2	2
成年後見制度利用支援事業 助成件数（件）	2	4	2	5	5	5
福祉用具・住宅改修支援事業 利用件数（件）	4	2	7	5	5	5
会食サービス事業 開催回数（回）	22	20	未実施	22	22	22
会食サービス事業 延べ参加者数（人）	389	327	未実施	370	375	380
食の自立支援事業 利用者数（人）	38	30	26	25	30	35
介護サービス相談員支援事業 相談員配置数（人）	2	2	2	3	3	3
介護サービス相談員支援事業 訪問回数（回）	3	11	未実施	12	12	12

※新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年度3月以降、会食サービス事業及び介護サービス相談員派遣事業を中止しています。

(5) 住みやすいまちづくり

高齢者が介護を必要とする状態になっても、その人らしい生活を自分の意思で送ることができるよう、日常生活の活動を支援するまちのバリアフリー化や移動手段の確保、住まいの確保や、高齢者の自立した生活を支援します。

近年頻発する地震や台風等の自然災害、新型コロナウイルス等の各種感染症等に対し、緊急・災害時に迅速に対応するため、避難支援が必要な高齢者の把握、避難支援訓練の検討・実施など地域における支援体制の強化に努めます。

① 防犯対策

高齢者を狙った悪質商法による消費者被害や振り込め詐欺等の特殊詐欺被害が後を絶ちません。警察と連携した普及、啓発活動を行います。

ア) 犯罪者情報の周知

◆実施内容

警察からの振り込め詐欺などの犯罪情報を防災行政無線や安心メールで周知することで、被害の未然防止に努めています。今後も警察との連携強化を図り、高齢者をはじめ町民への情報提供を行うことで犯罪被害の防止に努めます。
介護予防教室など高齢者の集まる場で、振り込め詐欺等の被害に遭わないよう、警察を講師に招いた講習会を随時実施しています。

イ) 足柄上地区防犯協会連合会による啓発活動

◆実施内容

警察及び足柄上地区1市5町で構成される連合会の防犯指導員による金融機関を中心としたパトロールや、防犯協会によるキャンペーンの実施により、振り込め詐欺の被害防止に努めます。連合会への協力体制を継続することで、警察や防犯指導員と連携したパトロールやキャンペーンに努めていきます。

ウ) 消費者被害の相談・支援

◆実施内容

行政窓口や地域包括支援センターの権利擁護業務において、高齢者を狙った消費者被害の相談や、消費生活センターとの連携による支援を行っています。

② 防災対策

「山北町地域防災計画」に基づき、地域で組織する自主防災組織や関係機関と連携を図りながら、災害時等の体制づくりに努めます。また、町内6つの介護保険関連施設と災害時における受け入れ態勢等についての協定書を締結しています。

ア) 緊急時の安全確保

○高齢者支援体制の整備

◆実施内容

災害発生時に迅速・的確な行動が取りにくい高齢者等の要配慮者の対策については、「山北町地域防災計画」に基づき、要配慮者とその家族、さらに地域住民に対して支援体制の普及啓発を図り、支援体制を構築しています。

○所在情報等の把握

◆実施内容

●総務防災課

町民に対して、災害時の基本的な考え方である「自助・共助・公助」について、防災ハンドブックの全戸配布や地区座談会などで普及啓発を行っています。また、災害時の基本的な考え方である「防災ハンドブック」を全戸配布することにより、防災意識の高揚を図っています。「共助」については、災害時に周りの手助けが必要となる要配慮者に深く係っている部分でもあるため、町民に対して丁寧な普及啓発に努めていきます。

●保険健康課

給付データに基づく居場所の把握と、関係課との情報共有を行っています。

●福祉課

民生委員や自治会の協力を得て要援護者名簿や個別支援計画を作成し、状態別に地図に表記して高齢者の現状把握に努めています。

イ) 日常生活での備え

○高齢者とその家族に対する防災指導

◆実施内容

「防災ハンドブック」を全戸配布することにより、転倒防止金具などによる家の中の地震対策や、災害時に備えた備蓄品などを高齢者やその家族に周知し防災意識の高揚を図っています。また、家屋の耐震診断や耐震工事について、助成制度を創設し家屋の耐震化を引き続き促進していきます。

広報紙やホームページなどを活用することにより、高齢者やその家族に対して、防災に関する対策の普及啓発に努めていきます。

ウ) 避難場所でのケア等

○医療環境の把握

◆実施内容

「山北町地域防災計画」において、災害発生時における医療救護活動について、明確に位置づけています。

また、「山北町地域防災計画」に基づく足柄上医師会との協定により、町内医療機関に救急医療品を備蓄することで不測の事態に備えています。さらに、町が購入した救急医療品を、町内医療機関に備蓄及び管理を継続していきます。

○ボランティア活動の体制整備

◆実施内容

●総務防災課

災害救援ボランティアの受入れ体制は、「山北町地域防災計画」に基づく社会福祉協議会との協定により円滑な受入れ体制を整えます。災害ボランティアセンターを設置する候補地や訓練方法など、町社会福祉協議会と検討していきます。

●社会福祉協議会

平成19年度に策定した「災害行動マニュアル」の見直しを行い災害ボランティアセンターの設置までの流れ、設置や運営に際する留意事項、組織体制の中での各班の役割について網羅し様式を刷新した「山北町災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」を平成28年度に策定しました。また、平成29年3月に災害時における山北町と社会福祉協議会の協力に関する協定書を締結しました。

○被災者の健康確保

◆実施内容

避難所等における被災者のエコノミークラス症候群を予防するため、町総合防災訓練において、町民に対して予防体操を指導するとともに、「山北町地域防災計画」に、被災者の健康確保を明確に位置付けています。

避難場所における被災者の健康確保については、保健所や医師会などに協力を得ることとなりますが、県等関係機関と調整を図りより具体的な支援体制の構築について検討していきます。

○避難行動支援者支援登録事業

◆実施内容

災害時に自力での避難が困難な方に登録して貰い、近隣支援者を選定しています。近隣支援者が見つからない場合が課題ですが、独居高齢者や後期高齢者が増加していることから登録者数の増加が見込まれます。近隣支援者を選定することを原則としつつも、例として自主防災組織等、全体で要支援者を支援する方法が考えられます。

事業	実績値			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
避難行動要支援者支援制度登録者数（人）	550	562	570	580	590	600

③ 感染症への対策

各事業所に対し、発生を想定とした衛生用品の備蓄や事業継続計画と行動指針の作成状況の確認、感染症対策についての周知啓発・研修の実施状況の確認により、感染症に対する意識の向上を図ります。また、事業継続を支援する補助制度や仕組みの情報収集と、事業所への周知・支援を実施します。

県や防災部局等の関係機関と連携を図り、発生時に必要な物資を迅速に供給するために備蓄・供給体制を確保します。

④ 高齢者の居住安定に係る施策との連携

単身高齢者世帯や高齢者のみの世帯が増加する中、家族状況、生活困窮等の経済状況、健康状態など個々の高齢者の状況は様々であるため、多様化する高齢者の生活のニーズにあった住まいが確保され在宅生活を支えられるよう、福祉部局及び住宅部局等との緊密な連携を図り、高齢者の住宅の安定的供給と入居支援に努めていきます。

ア) 入居支援の充実

◆実施内容

住宅部局と緊密に連携し、町営・県営住宅等の公共住宅や民間賃貸住宅への入居支援についての情報提供や相談体制を整備し、高齢者のニーズに合った住まいへの入居支援の取り組みを行います。

イ) バリアフリー化の促進

◆実施内容

住み慣れた住宅での在宅生活を継続するため、住宅改修やバリアフリー化が必要となった高齢者に対する相談体制の確保や、要介護認定者への住宅改修の支援を行います。

ウ) 高齢者向け住宅整備方針の検討

◆実施内容

介護付き有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の高齢者向け住宅については、利用状況等を踏まえた上で、住宅部局と連携し整備方針を検討します。



計画の推進のために

1 計画の推進体制

本計画に定める高齢者保健福祉施策及び介護保険事業は、福祉・保健・医療など広範囲の分野が関わっています。

本計画の理念を具体化し、地域包括ケアの深化・推進を図るため、関係施策を効果的かつ計画的に展開できるよう、庁内の関係各課が緊密に連携し、地域のニーズを的確に把握し、町の実情に即した計画の推進に努めます。

2 計画の進捗管理と点検

計画の進捗管理と点検にあたっては、山北町介護保険運営協議会等において、本計画に掲げる個々の数値目標の達成状況や各種事業の進捗状況について、「地域包括ケア「見える化」システム」を活用しつつ、点検・評価を行い、改善すべき点などを検討したうえで、次年度の取り組みへとつなげるPDCAサイクルに基づく進捗管理を行います。

3 事業の評価

毎年度開催される「山北町介護保険運営協議会」において、高齢者への自立支援の効果、地域における日常生活の継続の状況、在宅と施設のサービスの提供状況等、年度ごとに計画の進捗管理・進捗状況の点検および評価を行います。

点検評価の主な内容

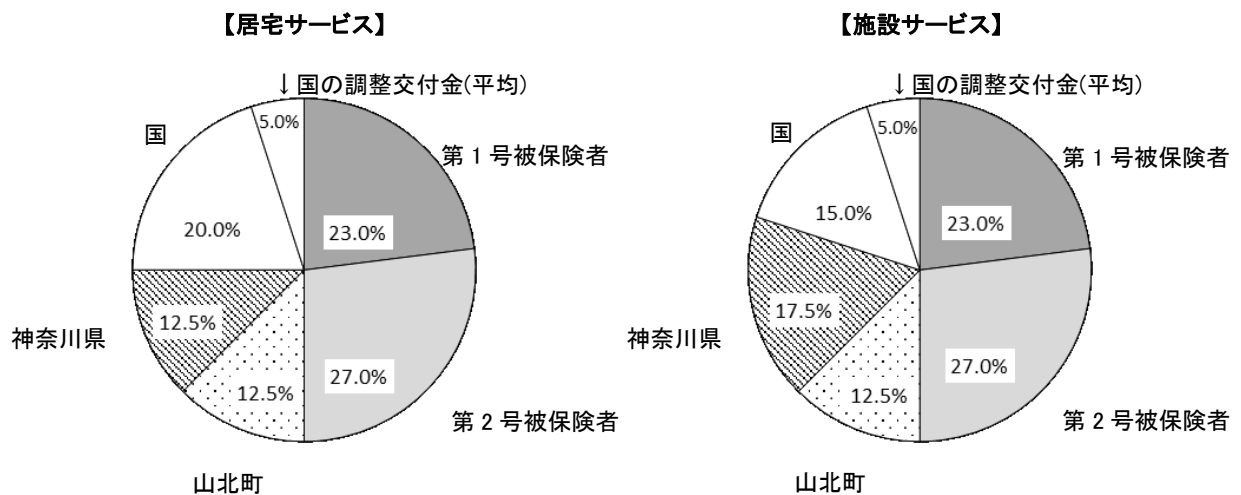
- ①高齢者福祉サービスの量的質的評価
- ②介護保険サービスの量的質的評価
- ③利用者のサービスに対する満足度
- ④保健福祉の基盤整備の状況
- ⑤その他の計画推進に必要な事項

介護保険事業費

1 介護保険事業費の財源構成

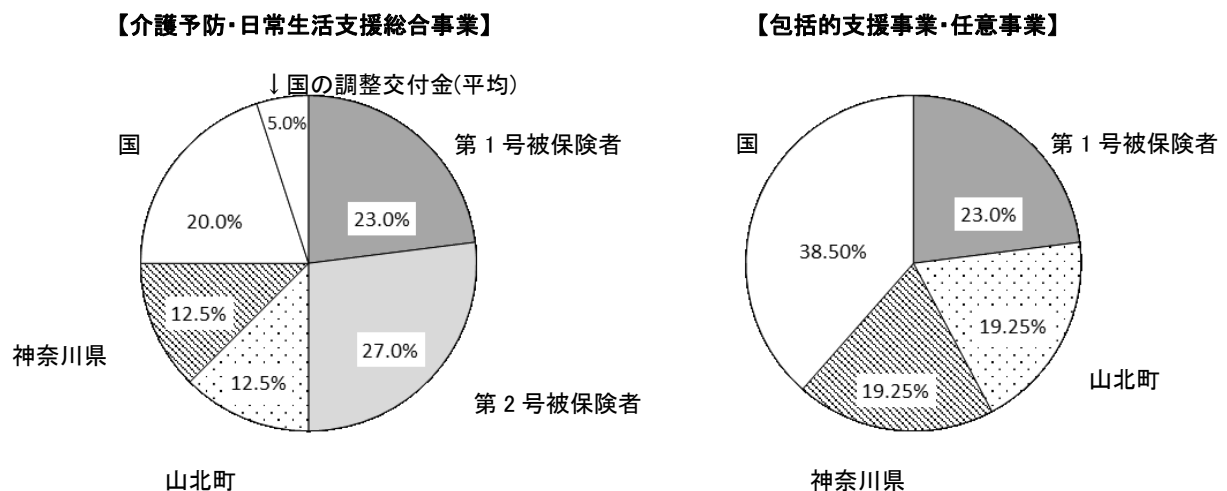
(1) 保険給付費の負担割合

介護保険給付費は、50%を公費、残り50%を被保険者の保険料で負担することと定められています。なお、第1号被保険者（65歳以上の人）と第2号被保険者（40～64歳の人）の負担割合は、全国の第1号被保険者と第2号被保険者の見込数の割合に応じて、計画期間の3年ごとに見直しが行われます。第8期では23%が適用されます。



(2) 地域支援事業費の負担割合

地域支援事業費は、保険給付費と同様に公費と保険料で構成されます。介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業・任意事業の負担割合は次の通り定められています。



2 介護サービス給付費の推計

平成30年度、令和元年度の給付実績及び令和2年度の給付実績見込みを踏まえ、令和3年度から令和4年度、令和5年度の各サービスにおける給付費を次のように算出しました。

単位：千円

サービス種類	第8期			将来推計
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
居宅サービス				
訪問介護	50,786	53,607	56,197	59,645
訪問入浴介護	13,862	14,561	15,045	16,547
訪問看護	26,981	27,896	29,159	31,216
訪問リハビリテーション	6,566	6,707	7,386	7,911
居宅療養管理指導	6,601	6,804	7,030	7,629
通所介護	97,785	100,378	103,399	109,437
通所リハビリテーション	22,131	22,798	23,373	24,661
短期入所生活介護	40,010	40,695	42,656	48,526
短期入所療養介護	1,233	1,718	1,744	1,744
特定施設入居者生活介護	62,931	64,774	65,143	66,951
福祉用具貸与	37,688	38,948	40,851	43,799
福祉用具販売	1,271	1,271	1,271	1,271
住宅改修費	2,580	2,580	2,580	2,580
地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1,060	1,060	1,060	1,060
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	2,491	2,493	2,493	2,493
小規模多機能型居宅介護	58,218	61,398	63,022	69,382
認知症対応型共同生活介護	133,319	136,541	139,666	142,674
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
地域密着型通所介護	43,084	44,843	47,622	50,162
居宅介護支援	47,511	48,932	51,029	54,695
施設サービス				
介護老人福祉施設	257,583	257,726	257,726	257,726
介護老人保健施設	141,760	141,838	141,838	141,620
介護医療院	33,156	33,174	33,174	32,877
介護療養型医療施設	0	0	0	0
介護給付費計(Ⅰ)	1,088,607	1,110,742	1,133,464	1,174,606

3 介護予防サービス給付費の推計

単位：千円

サービス種類	第8期			将来推計
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
居宅サービス				
介護予防訪問入浴介護	103	113	123	123
介護予防訪問看護	2,099	2,543	2,608	1,818
介護予防訪問リハビリテーション	526	537	1,103	1,103
介護予防居宅療養管理指導	137	194	217	137
介護予防通所リハビリテーション	0	0	0	0
介護予防短期入所生活介護	913	949	984	984
介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	1,171	1,172	1,172	1,172
介護予防福祉用具貸与	4,281	4,362	4,530	4,866
介護予防福祉用具販売	246	246	246	246
介護予防住宅改修	916	916	916	916
地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	990	991	991	991
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
介護予防支援	2,956	3,015	3,072	3,185
介護予防給付費計(Ⅱ)	14,338	15,038	15,962	15,541

	第8期			将来推計
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
総給付費(介護給付費+介護予防給付費) (Ⅲ)=(Ⅰ)+(Ⅱ)	1,102,945	1,125,780	1,149,426	1,190,147
第8期計画期間中の総給付費(Ⅲ) (介護給付費+介護予防給付費)	3,378,151			

※第8期計画における本町の地域区分は、介護報酬改定に伴う地域区分の級地設定の見直しの特例措置に該当します。そのため、隣接地域との地域格差と介護サービスの量的・質的確保を総合的に検討し、特例措置で適用される級地(7級地)の設定及び介護報酬改定(0.67%)の見直しを含み、給付費の算定を行います。

4 標準給付費の推計

単位：円

	第8期			将来推計
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
標準給付費見込額(①) ＝Ⅲ＋A＋B＋C＋D	1,160,965,883	1,181,770,499	1,206,815,500	1,251,053,035
総給付費(Ⅲ)	1,102,945,000	1,125,780,000	1,149,426,000	1,190,147,000
特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)(A) ＝A1－A2	27,123,854	24,912,638	25,535,795	27,100,829
特定入所者介護サービス費等給付額(A1)	32,764,000	33,584,000	34,423,000	36,529,000
特定入所者介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額(A2)	5,640,146	8,671,362	8,887,205	9,428,171
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)(B) ＝B1－B2	26,284,829	26,350,461	27,009,105	28,661,806
高額介護サービス費等給付額(B1)	27,439,000	28,125,000	28,828,000	30,592,000
高額介護サービス費等給付額の見直しに伴う財政影響額(B2)	1,154,171	1,774,539	1,818,895	1,930,194
高額医療合算介護サービス費等給付額(C)	3,825,000	3,921,000	4,019,000	4,265,000
審査支払手数料(D)	787,200	806,400	825,600	878,400

※特例入所者介護サービス費の推計には、制度改正（令和3年8月施行予定）に伴う「預貯金基準の見直し」、「食費に係る負担限度額の見直し」の財政影響額（A2）を見込んでいます。

※高額介護サービス費の推計には、制度改正（令和3年8月施行予定）に伴う「現役並み所得層の細分化」の財政影響額（B2）を見込んでいます。

5 地域支援事業費の推計

平成30年度、令和元年度の事業実績及び令和2年度の事業実績見込みを踏まえ、令和3年度から令和4年度、令和5年度の各事業における事業費を次のように算出しました。

単位：円

	第8期			将来推計
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
地域支援事業費(②) = 2A + 2B + 2C	68,330,000	69,490,000	70,680,000	72,390,000
介護予防・日常生活支援総合事業費 (②A)	34,230,000	34,890,000	35,580,000	37,290,000
訪問サービス事業費	3,710,000	3,800,000	3,900,000	4,140,000
通所サービス事業費	19,190,000	19,670,000	20,160,000	21,390,000
介護予防ケアマネジメント事業費	3,710,000	3,800,000	3,900,000	4,140,000
一般介護予防事業	7,370,000	7,370,000	7,370,000	7,370,000
審査支払手数料・高額介護予防サービス相当事業	250,000	250,000	250,000	250,000
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業 (②B)	27,100,000	27,600,000	28,100,000	28,100,000
包括的支援事業	23,500,000	24,000,000	24,500,000	24,500,000
任意事業	3,600,000	3,600,000	3,600,000	3,600,000
包括的支援事業(社会保障充実分) (②C)	7,000,000	7,000,000	7,000,000	7,000,000
在宅医療・介護連携推進事業	2,050,000	2,050,000	2,050,000	2,050,000
生活支援体制整備事業	3,200,000	3,200,000	3,200,000	3,200,000
認知症総合支援事業	1,250,000	1,250,000	1,250,000	1,250,000
地域ケア会議推進事業	500,000	500,000	500,000	500,000

6 第1号被保険者数の推計

山北町の第1号被保険者数は3年間で延べ11,852人と推計され、所得段階別にみた補正を行うことから、13,143人と設定します。標準給付費と地域支援事業費を合わせた額に対して、23%を65歳以上の第1号被保険者が負担することになります。

■第1号被保険者数および所得段階別加入者数の推計

単位：人

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
第1号被保険者数	3,970	3,950	3,932	11,852
65～74歳	2,009	1,928	1,840	5,777
75歳以上	1,961	2,022	2,092	6,075
所得段階別加入割合				
第1段階	11.1%	11.1%	11.1%	11.1%
第2段階	5.3%	5.3%	5.3%	5.3%
第3段階	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%
第4段階	14.4%	14.4%	14.4%	14.4%
第5段階	16.3%	16.3%	16.3%	16.3%
第6段階	17.8%	17.8%	17.8%	17.8%
第7段階	16.1%	16.1%	16.1%	16.1%
第8段階	7.4%	7.4%	7.4%	7.4%
第9段階	6.5%	6.5%	6.5%	6.5%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
所得段階別加入者数				
第1段階	440	438	436	1,314
第2段階	209	208	207	624
第3段階	199	198	197	594
第4段階	570	568	565	1,703
第5段階	647	643	640	1,930
第6段階	709	705	702	2,116
第7段階	640	637	634	1,911
第8段階	296	294	293	883
第9段階	260	259	258	777
合計	3,970	3,950	3,932	11,852
所得段階別加入割合補正後被保険者数（E）	4,255	4,233	4,214	12,702

■保険料設定を弾力化した場合の所得段階別加入者数

単位：人

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
保険料設定を弾力化した場合の所得段階別加入割合（％）				
第1段階	11.1 %	11.1 %	11.1 %	11.1 %
第2段階	5.3 %	5.3 %	5.3 %	5.3 %
第3段階	5.0 %	5.0 %	5.0 %	5.0 %
第4段階	14.4 %	14.4 %	14.4 %	14.4 %
第5段階	16.3 %	16.3 %	16.3 %	16.3 %
第6段階	17.8 %	17.8 %	17.8 %	17.8 %
第7段階	16.1 %	16.1 %	16.1 %	16.1 %
第8段階	7.4 %	7.4 %	7.4 %	7.4 %
第9段階	3.1 %	3.1 %	3.1 %	3.1 %
第10段階	2.4 %	2.4 %	2.4 %	2.4 %
第11段階	0.6 %	0.6 %	0.6 %	0.6 %
第12段階	0.5 %	0.5 %	0.5 %	0.5 %
合計	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %
保険料設定を弾力化した場合の所得段階別加入者数				
第1段階	440	438	436	1,314
第2段階	209	208	207	624
第3段階	199	198	197	594
第4段階	570	568	565	1,703
第5段階	647	643	640	1,930
第6段階	709	705	702	2,116
第7段階	640	637	634	1,911
第8段階	296	294	293	883
第9段階	123	123	122	368
第10段階	95	94	94	283
第11段階	24	24	24	72
第12段階	18	18	18	54
合計	3,970	3,950	3,932	11,852
弾力化をした場合の所得段階別加入割合補正後被保険者数（F）	4,402	4,380	4,361	13,143

※本町では、保険料段階を弾力化（多段階化）しているため、保険料基準額の算定における所得段階別加入者数は、「弾力化した場合の所得段階別加入割合補正後被保険者数（F）」を用います。

7 第1号被保険者の保険料

試算により、介護保険料の基準月額が5,774円となりますが、準備基金約6,600万円の内5,700万円を取り崩し、保険料の引き下げに充当します。

これにより、第1号被保険者の介護保険料基準月額は5,580円として設定します。

単位：円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
標準給付費見込額 (①)	1,160,965,883	1,181,770,499	1,206,815,500	3,549,551,882
地域支援事業費 (②)	68,330,000	69,490,000	70,680,000	208,500,000
第1号被保険者負担分相当額 (③) = (①+②) × 23%	282,738,053	287,789,915	293,823,965	864,351,933
調整交付金相当額 (④) = (①+②A) × 5.0%	59,759,794	60,833,025	62,119,775	182,712,594
調整交付金見込交付割合 (⑤) %	3.52%	3.33%	2.91%	
調整交付金見込額 (⑥) = (①+②A) × ⑤	42,071,000	40,515,000	36,154,000	118,740,000

財政安定化基金拠出金見込額 (⑦) = (①+②) × ⑧	0	0	0	0
財政安定化基金拠出率 (⑧) %				0.00 %
財政安定化基金償還金 (⑨)	0	0	0	0
市町村特別給付費等 (⑩)	0	0	0	0
市町村相互財政安定化事業負担額 (⑪)	0	0	0	0
市町村相互財政安定化事業交付額 (⑫)	0	0	0	0
介護給付費準備基金取崩額 (⑬)				57,000,000
保険料収納必要額 (⑭) = ③ + (④ - ⑥) - ⑦ + ⑨ + ⑩ + ⑪ - ⑫ - ⑬				871,324,527
予定保険料収納率 (⑮)				99.00%
(参考) 保険料の基準額	年額 (⑭ ÷ ⑮ ÷ E)			69,290 円
	月額 (年額 ÷ 12)			5,774 円
保険料基準額に対する弾力化をした場合の保険料額	年額 (⑭ ÷ ⑮ ÷ F)			66,965 円
	月額 (年額 ÷ 12)			5,580 円

※調整交付金：市町村の後期高齢者の人口比率や高齢者の所得水準による保険料水準の格差を調整するために国から交付される交付金（全国平均は5%）。

※財政安定化基金：市町村の介護保険財政の安定化に資することを目的として、保険財政に赤字が生じた場合（保険料収納額の不足、給付費の増大）に、県に設けられた基金から交付又は貸付を受けます。

※市町村特別給付費：介護保険法で定める介護給付以外に、認定者を対象として市町村が条例を定め独自に介護保険サービスを実施する事業。

※市町村相互安定化事業：複数市町村の介護保険給付費と収入が均衡するよう、共通の調整保険料率を設定し、財政規模の小さい市町村の財政単位を広域化して財政運営を安定化させる事業。

※介護給付費準備基金：安定的な介護保険財政のために市町村が設ける基金。余剰金を積み立て、給付費の不足が生じた場合には取崩し不足分に充てます。計画期間中の余剰金は、次期保険運営に必要な一定水準を除いた額を残して取崩して次期保険料の引き下げに充当し、保険料負担の軽減を図ります。

8 所得段階別保険料の設定

第1号被保険者の保険料は、所得段階によって異なります。

介護保険料所得段階区分は介護保険法施行令に規定されており、市町村の状況に応じて保険者の判断により所得段階を多段階化して負担軽減を行うことが出来るため、負担の公平性を確保するために12段階区分とします。

また、介護保険法では、公費を投入して低所得者の保険料軽減措置を行う仕組みを設けており、第1段階の基準額割合0.50を0.30、第2段階の基準割合0.75を0.50、第3段階の基準割合0.75を0.70とし、その差額を国で2分の1、県と町で4分の1ずつ負担します。

保険料 段階	保険料 (月額)	基準額 割合	対象者
第1段階	2,790 円 (1,674 円)	0.50 (0.30)	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の人
第2段階	4,185 円 (2,790)	0.75 (0.50)	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円超 120 万円以下の人
第3段階	4,185 円 (3,906)	0.75 (0.70)	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 120 万円超の人
第4段階	5,022 円	0.90	本人が住民税非課税で、世帯に住民税課税者がいる人で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の人
第5段階 (基準額)	5,580 円	1.00	本人が住民税非課税で、世帯に住民税課税者がいる人で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円超の人
第6段階	6,975 円	1.25	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円未満の人
第7段階	7,533 円	1.35	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の人
第8段階	8,649 円	1.55	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の人
第9段階	10,044 円	1.80	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 320 万円以上 400 万円未満の人
第10段階	11,160 円	2.00	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 400 万円以上 700 万円未満の人
第11段階	12,276 円	2.20	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 700 万円以上 1,000 万円未満の人
第12段階	13,392 円	2.40	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 1,000 万円以上の人

※第1～3段階の（ ）は、負担軽減後の保険料月額と基準額割合です。

資料編

1 山北町介護保険事業計画策定委員会設置要綱

○山北町介護保険事業計画策定委員会設置要綱

平成10年10月14日

制定

改正 平成11年10月1日

平成14年12月17日告示第39号

平成19年4月1日告示第25号

平成19年7月1日告示第50号

平成25年9月30日告示第99号

平成26年4月1日告示第22号

(目的)

第1条 この要綱は、山北町介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）の設置運営に関し、必要事項を定める。

(設置)

第2条 介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に基づき、町の策定する山北町介護保険事業計画（以下「介護保険事業計画」という。）及び山北町高齢者福祉計画（以下「高齢者福祉計画」という。）の改訂のために必要な審議等を行うため、委員会を置く。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について審議を行う。

- (1) 高齢者等の状況に関すること。
- (2) 介護給付等対象サービスの量の見込みに関すること。
- (3) 介護給付等対象サービスの供給に関すること。
- (4) 介護保険事業に係わる保険給付の円滑な実施、サービスの円滑な提供に関すること。
- (5) 前記項目に準じ高齢者福祉計画の改訂に必要な事項に関すること。
- (6) その他介護保険事業計画策定及び高齢者福祉計画の改訂に必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、18名以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) (社)足柄上医師会代表
- (2) 被保険者代表
- (3) 町民代表
- (4) 町老人クラブ連合会代表
- (5) 町ボランティア協議会代表
- (6) 町民生委員児童委員協議会代表
- (7) 町内介護保険事業所代表

(8) 神奈川県小田原保健福祉事務所代表

(9) (福)町社会福祉協議会代表

(10) 副町長

3 前2項のほか、必要に応じて助言者を置くことができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、策定する年度末の3月31日とする。ただし、再任をさまたげない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任とする。

(役員)

第6条 委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 1名

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、会議を総理し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(報酬及び旅費支給等)

第7条 委員の報酬及び旅費支給等に関しては、山北町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年3月19日山北町条例第6号）の定めるところによる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保険健康課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

2 山北町介護保険事業計画策定委員会委員名簿

委嘱区分	役職・氏名 等	備考
(社)足柄上医師会代表	町立山北診療所 所長 濱田 俊之	
町民・被保険者代表	小菅 象一郎	
	内田 ミサヲ	
	松永 正英	
老人クラブ連合会代表	会長 矢吹 浩	
ボランティア協議会代表	会長 岡部 小百合	
民生委員児童委員協議会代表	会長 瀬戸 一男	
町内介護保険事業所代表	(福)静友会 バーデンライフ中川 施設長 湯川 嘉一	
	小規模多機能型居宅介護すずらん 管理者 小宮山 美智子	
	エニー居宅介護支援事業所 介護支援専門員 中島 実千代	
小田原保健福祉事務所代表	小田原保健福祉事務所足柄上センター 保健福祉課長 西田 統	
(福)社会福祉協議会代表	山北町社会福祉協議会 事務局長 相原 道博	
山北町	副町長 山崎 佐俊	

(敬称略)

任期：平成31年4月1日から令和3年3月31日

3 介護保険事業計画策定の経過

年月日	策定委員会等
平成31年1月1日 ～ 平成31年1月17日	第8期山北町高齢者福祉計画・介護保険事業計画に向けたアンケート調査「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の実施
令和2年9月18日 (書面会議)	山北町第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画 第1回策定委員会 ・高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定について ・第8期計画のポイント ・計画策定のスケジュールについて
令和2年11月26日 (書面会議)	山北町第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画 第2回策定委員会 ・第7期計画の事業評価について ・第8期計画の体系・骨子(案)について ・第8期計画における介護保険料の設定について
令和2年12月10日	議会全員協議会 ・第8期介護保険事業計画について
令和3年1月7日	山北町第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画 第3回策定委員会 ・計画素案について ・介護保険料(案)について ・パブリックコメントについて
令和3年1月15日 ～ 令和3年1月29日	第8期山北町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定に関するパブリックコメントの実施
令和3年2月8日 (書面会議)	山北町第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画 第4回策定委員会 ・パブリックコメントの結果について ・第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画(案)について ・介護保険料について
令和3年2月15日	議会全員協議会 ・第8期介護保険料について

山北町

第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画

発行日	令和3年3月
発 行	山北町保険健康課
住 所	〒258-0195 神奈川県足柄上郡山北町山北1301番地4
電 話	0465-75-3642
FAX	0465-79-2171
ホームページ	http://www.town.yamakita.kanagawa.jp/